

見積りを伴う会計論点の検討： 財務報告の有用性向上に向けて

かとう たつや さわい こうき
加藤達也／澤井康毅

要 旨

近年、気候変動リスクなど企業活動における不確実性が高まるもとの、こうしたリスクを適切に財務報告に反映させる観点から、見積りを伴う会計論点を再考する動きがみられている。本稿では、見積りを伴う会計処理のうち、日本基準において要件が明確ではないとされる引当金会計を取り上げる。引当金の情報が投資家の意思決定に有用かを実証的に分析するとともに、日本基準と国際財務報告基準（*International Financial Reporting Standards: IFRS*）との違いも踏まえて、認識・測定のあるり方など財務情報の有用性を考えるうえで重要な論点について理論的に検証する。実証分析の結果からは、わが国の引当金会計に係る有用性が低下していることや、日本基準と *IFRS* の間で価値関連性に有意な差はないことが確認された。日本基準の有用性が低下している原因について理論的な解釈を試みた結果、引当金の認識要件である蓋然性の閾値が高く、金額的に重要性のある費用・損失を適時に計上できていないこと、そもそも蓋然性の閾値が不明であることが比較可能性を損なっている可能性などを指摘した。

キーワード： 会計上の見積み、引当金、財務報告の有用性、保守主義、価値関連性

.....
本稿の作成に当たっては、大瀧晃栄氏（SMBC 日興証券）、川村義則教授（早稲田大学）、草野真樹教授（京都大学）ならびに金融研究所スタッフから有益なコメントを得た。ここに記して感謝したい。ただし、本稿に示されている意見は、筆者たち個人に属し、日本銀行の公式見解を示すものではない。また、ありうべき誤りはすべて筆者たち個人に属する。

加藤達也 日本銀行金融研究所企画役補佐（現金融機構局企画役補佐、E-mail: tatsuya.katou@boj.or.jp）

澤井康毅 埼玉大学大学院人文社会科学科准教授、日本銀行金融研究所（E-mail: sawaik@mail.saitama-u.ac.jp）

1. はじめに

近年、会計基準開発においては、国内外で大型の基準開発が一巡する中、社会的な関心はサステナビリティ報告に関する基準（以下「サステナビリティ基準」¹）に移りつつある一方で、この間に議論が棚上げされてきた既存の会計基準を巡る論点にも注目が集まっている。例えば、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board: IASB）では引当金会計の検証プロジェクトが再度立ち上げられ、引当金に係る会計基準について、昨今の経済・社会環境を踏まえ、あらためて検討が行われている。こうした背景として、近年、経営環境に係る不確実性、リスク²が高まる中³で、企業は、予期せぬ将来事象の発生に伴う資源流出の可能性に備え、会計上の手当てを行う必要があることが挙げられる。企業は、企業会計の基礎となる概念や前提を整理した「概念フレームワーク」で求められる意思決定との関連性を備えた情報を利害関係者に提供するために、資産や負債などの額に不確実性がある場合、合理的に会計上の見積りを行うことが求められている。

会計上の見積りが注目される背景には、企業活動において考慮すべきリスクが、サステナビリティの要素をはじめ、より中長期的なものに拡がってきている点も指摘できる⁴。ISSBが先行してサステナビリティ基準の開発を行うこととしている気候変動を例にすると、企業は、気候変動リスクを踏まえて事業再編を検討する場合、サステナビリティ基準に基づいて考慮すべき具体的な気候変動リスクの内容やその対応策などを開示するとともに、財務上は事業再編に備えた引当金⁵の計上を検討することになると考えられる。換言すれば、今後、サステナビリティ基準の整備に伴って、企業による気候変動リスクへの対応などに関する開示が進んだとしても、引当金をはじめとする財務情報にそうしたリスクが正しく反映されていなければ

1 サステナビリティ基準は、これまでは多くの民間団体が基準策定に取り組んできたが、2021年11月にはIFRS財団によって国際サステナビリティ基準審議会（International Sustainability Standards Board: ISSB）が新設され、国際的な議論が進展している。

2 「リスク」は将来事象の確率分布を客観的に把握できるのに対し、「不確実性」は確率分布自体が不明なものと定義されることがある（Knight [1921] p. 233）。

3 例えば、Baker, Bloom, and Davis [2016]に基づく世界の政策不確実性指数をみると、近年、グローバルに不確実性が高まっている様子が窺われる。

4 このほか、短期的には、新型コロナウイルス感染症の動向をはじめ、経済・社会活動における不確実性が高まるもとの、こうしたリスクをどのように財務報告に取り込むのかという観点も、会計上の見積りを考えるうえでは重要である。

5 例えば、一事業部門の売却または撤退、事業所の閉鎖や移転をはじめリストラクチャリングに係る引当金などが該当すると考えられる。このような事業再編の内容は各企業で区々ではあるものの、気候変動リスクと関連するものとしては、例えば、①再生可能エネルギーへの代替および化石燃料を用いる事業の廃止、②環境破壊をもたらす生産プロセスやサプライチェーンの見直し、③ガバナンス部署等の新設・専門人材の獲得などが考えられる。

ば、利害関係者にとって有用な情報が提供されているとは言い難い。サステナビリティ報告をはじめとする非財務情報の開示に関する基準開発や、企業への開示の促進・もしくは義務化を行えば十分というわけではなく、その裏側で財務情報を巡る課題についても検討する必要があるのである。実際、海外における一部の機関投資家からは、企業および監査法人に対して、気候変動リスクを反映した財務諸表の作成や注記における説明、そしてこれらの妥当性を担保するための監査を求める動きがみられている⁶。財務情報と非財務情報とがおのおのの役割を果たすことによって、それらをまとめた財務報告⁷は投資家にとって有用な情報を提供できると考えられる。

こうした問題意識を踏まえ、本稿では、見積りを伴う会計処理のうち、保守性の観点から会計上の重要度が高いと考えられる負債サイドにあって、観察可能な市場がなく、日本基準において要件が明確ではないとされる非金融負債のうち引当金会計を取り上げる。引当金の情報が投資家の意思決定に有用かを実証的に分析するとともに、日本基準と国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards: IFRS）との違いも踏まえて、認識・測定のあり方など財務情報を考えるうえで重要な論点について理論的に検討する。また、財務情報の不完全性を補うためのものとして重要とされる情報開示⁸が、現時点でどの程度有用なものとなっているかあわせて検証を試みる。引当金会計に関する検証は、気候変動をはじめ企業の抱えるリスクがより広範かつ長期間にわたる今日において、重要な論点と考えられる。

本稿の構成は、以下のとおりである。2節では、現状、わが国の引当金会計が投資家にとって有用な情報を提供できているかの事実確認を行う観点から、引当金の価値関連性⁹を実証している。そこでは、価値関連性が低下する様子がみられたが、3節では、その原因について、日本基準とIFRSを比較しながら分析する。4節は、財務報告全体の有用性を高めうる非財務情報のあり方に言及するものであり、5節で結論を述べる。

2. 引当金会計に係る価値関連性の検証

会計上の見積りとは、「資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場

6 例えば、Landell-Mills [2021] において、運用資金 4.5 兆ドル超の機関投資家グループから英国の大手監査法人に対して、気候変動リスクが反映されていない財務諸表を作成することなどに関して懸念が示されているとの指摘がある。

7 本稿が対象とする財務報告の範囲については、補論 1 を参照。

8 本稿では、財務諸表の注記と非財務情報の開示を指す。

9 本稿では、財務報告と株価との関連性について、実証的な文脈で用いる場合には価値関連性、それ以外の場合には有用性という用語を用いている。

合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出すること」(企業会計基準委員会 [2020] 4 項 (3)) であるが、引当金のような非金融負債に係る見積りは特に問題となる。それは、現行会計基準の中に、将来の資源流出を伴う負債を、資源流入を伴う資産に比べ、積極的に財務情報へ取り込もうとする保守主義が存在するためである。資産の当初認識には確実性が求められる一方、負債はある程度の発生可能性があれば認識の対象となり、将来キャッシュ・フローの見積りは避けられない¹⁰。また、非金融負債は、金融負債とは異なり観察可能な市場が存在しないことが多く、見積りに依存する程度が高くなる。

非金融負債に係る包括的な会計基準としては、国際会計基準 (International Accounting Standards: IAS) 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」がある。IAS 第 37 号は、現在に至るまで 20 年以上にわたり維持されているものの、断続的に改定案が提起されてきた。わが国では、退職給付や資産除去債務といった非金融負債に関する個別の会計基準は公表されているものの、包括的な会計基準は存在せず、企業会計原則注解 18 が引当金の認識要件を定めている。そこで挙げられる引当金は負債性引当金に限られないが、認識の要否に係る実務上の判断の目線は概ねそろっているという。しかし、経済的・法的環境の変化は、引当金項目の拡大をもたらし、認識要否の判断が分かれるケースも想定される (企業会計基準委員会 [2009] 2 項)。2007 年の企業会計基準委員会と IASB による「東京合意」から加速するコンバージェンス (会計基準間の差異の縮小)、IAS 第 37 号の改訂が議論される中で、わが国でも引当金会計を議論する機運が高まり、企業会計基準委員会は 2009 年に「引当金に関する論点の整理」を公表し、2010 年中期運営方針の検討トピックにも引当金を挙げていた。その後、IASB の議論が中断したこと、差異を縮小すべき主要プロジェクトから引当金が漏れたこと等からわが国での議論は停止したものの、IASB は再び引当金プロジェクトを立ち上げた。プロジェクトの進展によっては、日本基準との差異が拡大する可能性がある。また、経営環境に係る不確実性やリスクが高まる中で、予期せぬ将来事象の発生に伴う資源流出に備えた引当金会計の重要性は更に高まっている。引当金会計の検証は、財務諸表構成要素の認識・測定のあるあり方といった概念フレームワーク・レベルの問題だけでなく、昨今の気候変動問題に対応した会計問題 (例えば、温室効果ガスに係る排出枠の返還義務をいつどのように認識するか) を議論するうえでも有益な知見をもたらすと考えられる。これらの理由から、引当金を題材に、見積りを伴う会計処理と意思決定有用性の関係を分析する。

引当金会計と意思決定有用性の関係を実証する前に、意思決定有用性の意味、ならびに有用性に影響を及ぼしうる保守主義の原則について説明する。

.....
10 なお、当初認識後の事後測定に目を向ければ、資産に関しても見積りが必要となる。本稿の検討対象ではないが、例えば減損会計は質的にも金額的にも重要な論点である。

(1) 財務情報の意思決定有用性

イ. 意思決定有用性の意味

わが国の概念フレームワークによれば、財務報告の目的は、「投資家による企業成果の予測や企業評価のために、将来キャッシュ・フローの予測に役立つ情報を提供すること」とされる。意思決定有用性とは、この目的にとっての有用性であり、すべての会計情報と会計基準に要求される規範として機能する（企業会計基準委員会〔2006〕第2章序文）。

意思決定有用性は、「意思決定との関連性」と「信頼性」という2つの質的特性により支えられ、直接的に判断される¹¹。意思決定との関連性とは、会計情報が投資家の予測や行動を改善しうる情報価値を含み、投資家による意思決定に積極的な影響を与え貢献することを指す¹²。信頼性は、中立性・検証可能性・表現の忠実性から構成され、会計情報が信頼に足る情報であることを指す。具体的には、一部の関係者の利害だけを偏重しない中立的な財務報告であること、測定者の主観に左右されない事実に基づいた検証可能な見積りを行うこと、企業が直面した多様な事実を会計データの形で忠実に表現することである¹³。

意思決定との関連性と信頼性は、同時に満たすことが可能な場合もあれば、トレードオフが生じることもある。両者間にトレードオフの関係がみられる場合、財務情報の有用性は、双方の特性を勘案し、総合的に判断することになる（企業会計基準委員会〔2006〕第2章8項）。例えば、ある資産を使用価値で評価するという会計方針の変更が、将来業績のより正確な予測をもたらすのであれば意思決定との関連性は高まるが、使用価値の見積りには経営者のバイアスが入りやすく、信頼性は低下する。当該会計方針の変更が意思決定有用性を高めるものかは、はっきりしない（Scott and O'Brien [2019] pp. 104–105）。

なお、このような意思決定に関する理論は、以下のように示すことができる。投資家が、投資対象企業に関し、高業績が生起する確率を $\Pr(H)$ 、低業績が生起する確率を $\Pr(L)$ と事前に見積っていたとする。いま、増益等のグッド・ニュース (GN) が公表され、実際に企業が高業績であるときにグッド・ニュースを示す確率が $\Pr(GN|H)$ 、実際は低業績であるのにグッド・ニュースを示す確率が $\Pr(GN|L)$ であることが知られているとする。同様に、減益等のバッド・ニュース (BN) が公表

.....
11 意思決定との関連性や信頼性が満たされているか否かを間接的に推定する一般的制約として、「内的整合性」と「比較可能性」がある。

12 IFRS は、同様の概念を「目的適合性 (relevance)」という用語によって表現しており、本稿では意思決定との関連性と目的適合性を同義の用語として扱う。

13 IFRS は、信頼性について共通の理解が欠けていたことから、これを「忠実な表現 (faithful representation)」に置き換え、目的適合性と並ぶ主要な質的特性としている (IASB [2018] para.BC.22–31)。

され、実際に企業が低業績であるときにバッド・ニュースを示す確率が $\Pr(\text{BN}|\text{L})$ 、実際は高業績であるのにバッド・ニュースを示す確率が $\Pr(\text{BN}|\text{H})$ であることが知られているとする。

このような条件付確率のもと、会計基準が有用であるならば、 $\Pr(\text{GN}|\text{H}) > \Pr(\text{GN}|\text{L})$ 、 $\Pr(\text{BN}|\text{L}) > \Pr(\text{BN}|\text{H})$ が成立していると考えられ、本条件は単調尤度比特性 (Monotone Likelihood Ratio Property: MLRP) と呼ばれる (西谷 [2016])。そして、有用性に優れるということは、投資家がグッド・ニュース (バッド・ニュース) を入手したとき、実際に高業績 (低業績) が生起している確率が高いことを意味しており、(1) 式、(2) 式のとおり、この確率はベイズの定理を用いて計算できる。

$$\Pr(\text{H}|\text{GN}) = \frac{\Pr(\text{H}) \Pr(\text{GN}|\text{H})}{\Pr(\text{H}) \Pr(\text{GN}|\text{H}) + \Pr(\text{L}) \Pr(\text{GN}|\text{L})}, \quad (1)$$

$$\Pr(\text{L}|\text{BN}) = \frac{\Pr(\text{L}) \Pr(\text{BN}|\text{L})}{\Pr(\text{L}) \Pr(\text{BN}|\text{L}) + \Pr(\text{H}) \Pr(\text{BN}|\text{H})}. \quad (2)$$

(1) 式から、 $\Pr(\text{GN}|\text{H})$ が高く、 $\Pr(\text{GN}|\text{L})$ が低いほど、投資家の予測は改善され、情報の有用性は高いと評価できる。同様に、(2) 式からは、 $\Pr(\text{BN}|\text{L})$ が高く、 $\Pr(\text{BN}|\text{H})$ が低いほど情報の有用性は高いことがわかる。つまり、意思決定有用性の観点からは、 $\Pr(\text{GN}|\text{H})$ と $\Pr(\text{BN}|\text{L})$ を高めるような会計情報システム、会計基準が望ましいということになる。それは、意思決定との関連性や信頼性の高まりによって達成されるが、両者にはトレードオフの関係が存在するため、一方が持つプラスの効果は他方のマイナス効果を上回る限りにおいて、有用性は向上する。

ロ. 保守主義の原則

保守主義は、経済的利得を認識する際に、経済的損失を認識するよりも高い検証を求める会計専門家の傾向と定義される (Basu [1997] 等)。収益は予想によって計上しないが、発生の見込まれる費用は予想によっても計上すると言い換えることもできる¹⁴。

わが国の企業会計原則は、一般的原則として保守主義の原則を置き、企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合、これに備え適当に健全な会計処理をしなければならないとする。ただし、過度に保守的な会計処理を行うことにより、企業の財政状態および経営成績の真実な報告を歪めてはならない。他方、IASB の概念

14 ある事象の生起をきっかけとした利得と損失の非対称な認識を「条件付保守主義 (conditional conservatism)」と呼び、減損や個別の引当金計上が具体例に該当する。事象の生起に関係なく、純資産の簿価をあらかじめ過小評価する保守主義は、「無条件保守主義 (unconditional conservatism)」として区別され、無形資産に係る支出の一括費用計上等が該当する (Ryan [2006]、中野・大坪・高須 [2015] 等)。また保守主義は、①会計の基礎概念として組み込まれているもの (実現主義、減価償却等)、②経営者が裁量的に行うもの、③会計基準として設定されているもの (減損、低価法等) に分類することもできる (西谷 [2016])。

フレームワークは、保守主義という用語を用いず、中立性を強調している。中立性は、慎重性の行使によって支えられ、慎重性の行使は、資産および収益を過大（過小）表示せず、負債および費用を過小（過大）表示しないことを意味する（IASB [2018] para.2.16）。

IASB は、保守主義を排除しているようにみえるが、そこでは財務諸表項目の過大（過小）表示が問題とされているのであり、損失を利得より適時に認識するという意味での保守主義が否定されているわけではない。事実、保守主義は、基準や実務に広く根付いていることが確認されている。保守主義は、とりわけ契約支援機能の観点から重視されるが¹⁵（Holthausen and Watts [2001] 等）、情報提供機能とも関連性がある。保守主義が意思決定有用性に及ぼす影響を確認しておこう。

保守主義による下方バイアスのメリットは、低業績でグッド・ニュースを示す確率 $\Pr(\text{GN}|\text{L})$ を下げることにある。しかし、高業績でバッド・ニュースを示す確率 $\Pr(\text{BN}|\text{H})$ を高めてしまうデメリットがあり、前者のメリットが後者のデメリットを上回れば、会計情報システムは改善されることとなる。そのため、保守主義による下方バイアスが、有用性に与える影響は明らかでない。

もっとも、保守主義がグッド・ニュースの有用性を高めるという理論もある。グッド・ニュースの有用性を表す先の (1) 式において、 $\Pr(\text{GN}|\text{H}) > \Pr(\text{GN}|\text{L})$ という不等式、および下方バイアスによって $\Pr(\text{GN}|\text{H})$ と $\Pr(\text{GN}|\text{L})$ が同じだけ低下することを仮定したとき、 $\Pr(\text{H}|\text{GN})$ の値は変わらないか高まる。対照的に、バッド・ニュースについて $\Pr(\text{BN}|\text{L}) > \Pr(\text{BN}|\text{H})$ という不等式、および下方バイアスにより $\Pr(\text{BN}|\text{L})$ と $\Pr(\text{BN}|\text{H})$ が同じだけ増加することを仮定すれば、 $\Pr(\text{L}|\text{BN})$ の値は変わらないか低下する¹⁵。下方バイアスが条件付確率を一律に低下させるという仮定には疑義があるとしても、特定の条件下では有用性の向上をもたらす点において、保守主義の観点から会計基準を評価することには意義があろう。

(2) 価値関連性の検証

会計情報が投資家の意思決定に有用ならば、会計情報と株価の間には関連性があると想定され、この関連性のテストは価値関連性研究（value relevance study）と呼

.....
15 ここでの仮定と推論は西谷 [2016] を参照している。例えば、前年度に比べた引当金の減少をグッド・ニュース、増加をバッド・ニュースとして、適時の引当金認識をもたらす保守的な基準と、そうでない基準が有用性にどのような効果を及ぼすかを考えてみる。保守的な基準を採用する企業 A とそうでない企業 B が、ともにグッド・ニュースを出しているとき、より業績に優れた企業を選定したいのであれば、下方バイアスをかけてなおグッド・ニュースを出す企業 A ということになる。逆に、両企業がともにバッド・ニュースを出しているとき、より業績に劣る企業を選定したいのであれば、下方バイアスなしにバッド・ニュースを出す企業 B ということになる。

ばれる¹⁶。これは、意思決定有用性を構成する意思決定との関連性と信頼性の合同テストとなり、それぞれの要素が価値関連性に及ぼす影響を別々にテストすることは容易でない (Barth, Beaver, and Landsman [2001] p. 81)。同様に、保守主義が価値関連性に及ぼす影響を判別することも困難であり、価値関連性の有無が何に起因しているのかについては、理論的に考察する必要がある。

そのことを念頭に置いて、引当金と、株価や時価総額との間の価値関連性に関する先行研究を参考にしつつ、日本企業を対象に引当金の価値関連性に関する検証を試みる。引当金の価値関連性について実証的に分析した先行研究は、国内外においてあまり多くはない。主にリサーチ・デザインの観点から先行研究を概観すると、Ohlson [1995] の企業価値評価モデル (以下「オールソン・モデル」) をベースとしつつ、引当金をはじめ分析対象とする財務諸表項目を説明変数に加えた回帰モデルを用いて、価値関連性に関する検証が行われている¹⁷。

まず、近年の研究の1つである Lopes and Reis [2019] では、時価総額を被説明変数としつつ、説明変数として、一般的にオールソン・モデルで採用される株主資本と当期純利益のほか、主たる分析対象の変数として引当金および偶発負債が加えられている。これらの変数に加え、コントロール変数として、当期純利益が赤字か否かを示すダミー変数¹⁸のほか、企業規模やレバレッジが取り入れられている。また、Wegener and Labelle [2017] は、引当金の内訳項目の1つである環境引当金に焦点をあて、Lopes and Reis [2019] に近いリサーチ・デザインで分析を行っている¹⁹。すなわち、説明変数として、株主資本および当期純利益のほか、環境引当金やCSR報告書を開示しているか否かを示すダミー変数などが採用されている。これらの先行研究は、貸借対照表の中で負債側の項目を対象とした研究である一方、資産側の項目を分析対象とした研究もある。例えば、Dahmash, Durand and Watson [2009] は、無形資産を対象に、オールソン・モデルをベースに価値関連性の検証を行っている。具体的には、時価総額を被説明変数としつつ、株主資本、事業資産²⁰、および期待残余利益 (超過利益) を説明変数としたモデルによる検証が行われている。もともと、オールソン・モデルによれば、企業価値は、自己資本の簿価と期待残余利益の現在価値の総和 (のれん) で示される。したがって、理論上は期待残余利益

16 わが国では、長期的にみて財務情報の有用性が低下基調にあることが窺われる。詳細は、補論2を参照。

17 回帰分析におけるコントロール変数として、企業規模や資本構成などの変数が採用されることが多いほか、業種および年度ダミーが含まれている先行研究が多い。

18 一般的に、当期純利益が赤字か否かで投資家にとっての情報価値が異なることなどから、ダミー変数による識別が行われている。詳細については、Hayn [1995] を参照。

19 このほか、Barth and McNichols [1994] や Schneider, Michelon, and Maier [2017] では環境に関連する負債を対象に、同様のリサーチ・デザインで分析が行われている。

20 企業活動を事業活動と財務活動に区分した場合に、事業活動に関連する資産を指す。こうした考え方を前提とすると、企業価値を推定するために必要となる会計情報は、事業活動に関する資本と利益、財務活動に属する資産と負債の公正価値となる。詳細は、川村 [2013] を参照。

を利用することが求められるものの、現実には期待残余利益を推計することは難しいこともあり、代替手段として他の多くの先行研究のように当期純利益が使われている²¹。この点、当期純利益を使用する場合、オールソン・モデルによる理論的裏付けが不十分となることには留意する必要がある²²。

これらの先行研究を踏まえ、本研究のリサーチ・デザインとしては、引当金の価値関連性について分析した近年の研究である Lopes and Reis [2019] や Wegener and Labelle [2017] を参考に、以下のような (3) 式に基づき検証を試みる²³。

$$\frac{MV}{TA} = \beta_1 \frac{BV}{TA} + \beta_2 \frac{NI}{TA} + \beta_3 LOSS + \beta_4 LOSS \frac{NI}{TA} + \beta_5 \frac{PROV}{TA} + Controls + \varepsilon. \quad (3)$$

ここで、 MV は期末時価総額、 BV は株主資本²⁴、 NI は当期純利益、 $LOSS$ は当期純利益が赤字である場合に 1、そうでない場合に 0 となるダミー変数、 $PROV$ は引当金²⁵である。分散の不均一性に対処するため、Lopes and Reis [2019] と同様に TA (期首期末総資産の平均値) で各変数を除している²⁶。対象サンプルは、金融業を除く東証一部上場企業全社とした。期間は、データ制約等を勘案し、推計に必要なサンプルを確保できる 2006 年度から 2019 年度までの 14 年間とした²⁷。使用するデータは日経 NEEDS より取得した。引当金に関するデータなどを取得できない企業をサンプルから除外した結果、最終的なサンプルは約 9,491 社・年 (会計基準として、日本基準を適用する企業を対象とした検証におけるサンプル数) となった。なお、変数の記述統計量は、表 1 に示すとおりである。

分析結果は、表 2 に示すとおりである。まず、引当金に関して、2006 年度から 2019 年度までの全期間のサンプルによる推計結果 ((1) 列) をみると、 $PROV$ の係

21 本研究の問題意識とは異なり、企業価値評価そのものにより強い関心のある場合などは、翌期以降の当期純利益の予想値を説明変数に加えることも考えられる。

22 詳細については、例えば、大日方 [2013] を参照。

23 こうしたリサーチ・デザインによる価値関連性の検証は、投資家にとっての価値関連性を分析するに過ぎず、債権者等の他の会計情報の利用者の視点から検証できていない点がしばしば課題として指摘される。詳細については、例えば、Holthausen and Watts [2001] を参照。

24 引当金を説明変数の 1 つとして採用しているため、Bewley [2005]などを参考に、株主資本の簿価に引当金を足し戻すことで算出している。

25 賞与引当金、役員賞与引当金、債務保証損失引当金、その他短期引当金 (製品保証引当金、工事補償引当金、修繕引当金など) が流動負債として含まれている。固定負債としては、退職給付引当金を除くその他の引当金の合計を分析対象としている。なお、退職給付引当金を除いて算出しているのは、退職給付引当金に関して個別に会計基準が整備されているためである。

26 コントロール変数として、企業価値評価に影響を及ぼすと考えられる企業規模 (総資産の対数値) を $Size$ 、レバレッジ (負債/自己資本) を $Leverage$ として、説明変数に加えている。詳細は、企業規模については Kim and Kross [2005] を、レバレッジについては Dhaliwal, Lee, and Fargher [1991]などを参照。

27 主として株主資本のデータ制約から、サンプル期間を 2006 年度からとしている。

表1 変数の記述統計量

変数名	平均値	P25	中央値	P75	標準偏差
<i>MV/TA</i>	0.520	0.245	0.390	0.615	0.497
<i>BV/TA</i>	0.441	0.303	0.430	0.569	0.186
<i>NI/TA</i>	0.043	0.022	0.041	0.067	0.071
<i>LOSS</i>	0	0	0	0	0.28
<i>Prov/TA</i>	0.015	0.006	0.011	0.019	0.017
<i>Size</i>	11.98	10.90	11.84	12.91	1.52
<i>Leverage</i>	1.79	0.70	1.23	2.12	5.54

表2 回帰分析の結果

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
Dependent variables	MV/TA				
<i>BV/TA</i>	0.505***	0.649***	0.431***	0.476***	0.423***
<i>NI/TA</i>	6.394***	4.274***	5.556***	9.64***	7.745***
<i>LOSS</i>	0.169***	0.085***	0.081***	0.32***	0.198***
<i>LOSS*NI/TA</i>	-6.905***	-4.675***	-6.703***	-10.742***	-8.925***
<i>PROV/TA</i>	-0.765***	-1.091***	-1.585***	-0.009	-0.893**
<i>IFRS</i>					0.196***
<i>IFRS*PROV/TA</i>					1.592
Controls					
<i>SIZE</i>	0.024***	0.041***	0.024***	0.011*	0.011***
<i>LEVERAGE</i>	0.008	0.01**	0.002	0.002	0.001
Intercept	-0.378***	-0.612***	-0.242***	-0.357***	-0.237***
Industry Dummy	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Fiscal Year Dummy	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
N	9,491	3,370	2,978	3,143	6,352
Adj. R ²	0.458	0.527	0.423	0.499	0.459
Sample Periods	2006–2019	2006–2010	2011–2014	2015–2019	2011–2019

備考：***、**、*はそれぞれ、両側確率1%、5%、10%で回帰係数が有意であることを示している。各変数のt値の算出にあたっては、誤差項の不均一分散と系列相関を考慮するため、企業クラスターと年次クラスターについて補正された標準誤差（Two Way Cluster Robust Standard Error）を用いている。一部の外れ値を除いて推計を行った場合にも概ね同様の結果が得られたほか、推計期間ごとに記述統計量を算出し、期間を通じて大きな変化がないことを確認している。なお、引当金について推計期間ごとに歪度を算出すると、2011年以降はそれ以前と比べてより大きな正の値となっていることから、より右に裾の長い分布に変化し、一部で金額的に大きな引当金が計上されている様子が窺われる。これは、経営環境に係る不確実性やリスクの高まりを受けたものと解釈することもできる。

数は負かつ1%水準で有意となっている。このことから、引当金の情報は価値関連性を有し、時価総額に反映されていると考えられる。また、係数が負であることから、引当金は時価総額に対して負の影響があることがわかる。例えば、Moneva

and Cuellar [2009] は、実証分析を通じて環境引当金は時価総額に対して負の影響があることを示し、この点は本研究の実証結果と整合的である。ただし、仮説としては、引当金の計上により将来の費用が減少するとも考えられることなどから、株価にとってポジティブな要因となる可能性もある。例えば、Wegener and Labelle [2017] では、回帰分析の結果、環境引当金が時価総額に対して正の影響があることから、投資家は、環境引当金が多いことは、将来のキャッシュ・フローの流出よりも将来利益の増加につながると解釈しているとの見方を示している。いずれにしても、先行研究における議論も踏まえると、今回の実証結果からは、引当金と時価総額との間には負の関係があるといえるに過ぎず、理論上の結論は依然として明確ではない。すなわち、引当金と時価総額との関連性は、理論上は正負いずれも考えられ、実証分析による検証を重ねる必要があるということである。

全期間を対象とした推計に加え、時系列にみた引当金の価値関連性の変化についても検証するため、推計期間を区切ったサンプルを用いた分析を試みた²⁸。推計結果（表の(2)~(4)列）をみると、2006年から2010年、2011年から2014年までの期間を対象とした検証では、引当金の係数は負かつ1%水準で有意となっている一方、2015年から2019年の期間を対象とした結果については、係数は統計的に有意な結果とはなっていない。この結果のみをもって断定することは難しいが、1つの解釈としては、引当金の情報について、近年、価値関連性が低下しているということである²⁹。こうした背景として、例えば、近年、企業からの情報開示における非財務情報の重要性の高まりなどが指摘される中で、投資家が引当金以外の情報をより企業価値評価において利用していることなどが想定される。あるいは、会計情報における見積りの程度が高まる中で、引当金の情報への信頼性が低下しているといったパスも考えられる。ただし、これらはあくまで可能性の1つに過ぎず、引当金の価値関連性の低下が事実とすれば、その背景については、別途、検証する必要がある。

追加的な分析として、企業が適用する会計基準による違いについて検証するため、サンプルにIFRS任意適用企業を加えた検証を行う。対象期間は、本研究が分析対象とする日本企業がIFRSの任意適用を開始した2011年度から2019年度までの9年間とする。リサーチ・デザインとしては、(3)式のモデルに、IFRSの任意適用を示すダミー変数と、当該ダミー変数と引当金との交差項を説明変数に加え、以

28 サンプル期間の分割については、会計基準の変更といった明確な理由がないことから、対象期間を一定以上のサンプルが維持できる範囲内で変更するなど複数のパターンを試行し、概ね同様の結果が得られることを確認している。

29 なお、本研究では、価値関連性の時系列変化について、サンプルの分割による検証を試行したが、ダミー変数を用いた対処など、様々なアプローチが考えられる。また、年度ダミーによって時点効果はコントロールしているものの、同期間の世界的な金融緩和やパッシブ運用の拡大といった投資家行動の変化は、十分に捉えられていない可能性があり、推計結果は幅をもって解釈する必要がある。

下のような(4)式に基づき検証を試みる。

$$\begin{aligned} \frac{MV}{TA} = & \beta_1 \frac{BV}{TA} + \beta_2 \frac{NI}{TA} + \beta_3 LOSS + \beta_4 LOSS \frac{NI}{TA} + \beta_5 \frac{PROV}{TA} \\ & + \beta_6 IFRS + \beta_7 IFRS \frac{PROV}{TA} + Controls + \varepsilon. \end{aligned} \quad (4)$$

ここで、*IFRS* は、企業が会計基準として *IFRS* を任意適用している場合には 1、そうでない場合（日本の会計基準を適用する場合）に 0 とするダミー変数である。こうした分析アプローチのほか、*IFRS* 任意適用企業のみサンプルを用いてパラメータを推計するとともに、傾向スコアマッチング等を用いて日本基準適用企業と比較する方法なども考えられる。もっとも、今回の分析では、わが国では *IFRS* 任意適用企業が 200 社程度となる中で、引当金に関する情報を取得できない企業も多く、十分なサンプルを確保できないため、ダミー変数を用いて対処することで、会計基準の違いによる影響を検証することとする³⁰。

追加分析の結果は、表 2 の (5) 列に示すとおりである。結果をみると、*PROV* は、サンプル全体に占める日本基準適用企業が大半を占めることもあり、(1)～(3) 列の結果と整合的に 5% 水準で統計的に有意となっている。一方、*PROV* と会計基準の違いを示す *IFRS* との交差項は統計的に有意な結果とはならなかった。したがって、今回の実証結果からは、引当金と時価総額との価値関連性について、会計基準の違いによる影響はないと考えられる。ただし、繰り返しにはなるが、全サンプルに占める *IFRS* 任意適用企業の数が少ない中で、日本基準適用企業の結果が影響している可能性がある点には留意が必要である。今後は、*IFRS* 任意適用企業のデータの蓄積を踏まえ、継続的に検証を行うことが重要と考えられる。

これらの実証結果をまとめると、引当金については、全期間を対象とした検証では、時価総額と有意な関係があるという点において有用な情報を提供している一方、時系列にみると、2015 年から 2019 年を対象期間とした場合には統計的に有意な関係にはなく、その点では有用性が低下していると解釈することもできる³¹。また、今回の分析からは、企業が適用する会計基準の違いによって、引当金の価値関連性が異なるとはいえない結果となった。3 節以降では、こうした事象の背景やその解釈について、会計理論の立場から検証を深めたい。

.....
30 本研究では、*IFRS* 任意適用企業を含む検証は合計で 6,352 社・年のサンプルであるものの、*IFRS* 任意適用企業のサンプルは 231 社・年にとどまる。

31 この点、本研究では、引当金と時価総額の間で線形関係があることを前提に、回帰分析により価値関連性の検証を試みたものの、両者には非線形な関係があることも想定される。このため、非線形を考慮できるモデルを用いた分析など、より多面的な検証を行うことは今後の課題の 1 つである。その際、引当金の計上は、業種によってその頻度や金額の大きさなどは異なり、結果として投資家からの評価も区々であるため、業種別に分析を行うことも一案と考えられる。

3. 実証結果の理論的解釈

2節の実証結果をふまえ、わが国の引当金会計と意思決定有用性の関係を、質的特性ならびに保守主義の観点から、IFRSや最近の議論の動向に留意しつつ検討する。

(1) 引当金の定義

わが国では、引当金の定義を明確に定めておらず、企業会計原則注解18には、製品保証引当金、売上割戻引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金、貸倒引当金が例示列挙されている³²。いずれも、将来の費用または損失という点で共通しており、負債性を有するものに限定されていない。これは、日本基準が、期間損益計算の観点から必要性を認められたものを引当金として認識するためである。対照的にIAS第37号は、引当金を「時期または金額が不確実な負債」(para.10)と定義し、そこでの負債は、過去の事象の結果として経済的資源を移転する企業の「現在の義務(present obligation)」を意味している(IASB[2018] para.4.26)³³。「現在の義務」を伴わない将来の費用・損失は、事業リスク(business risk)として負債とは区別され、認識の対象にならない。定義レベルでみると、日本基準の引当金は負債性を有するものに限定されておらず、修繕引当金、特別修繕引当金を例として、より多くの将来費用・損失が認識の対象となる。この点、日本基準はIFRSに比べ、保守的であるという評価ができる。

IFRSでは、たとえ資源流出の可能性が高く、将来キャッシュ・フローと関連性の強い予測価値を有する項目であっても、「現在の義務」が存在しない限り引当金を認識できない³⁴。しかし、財務報告の目的が、将来キャッシュ・フローの予測に資する情報の提供にあるならば、ある取決めから資源が流出する可能性は重要であ

32 このほか、実務的には役員退職慰労引当金、リストラクチャリング引当金、ポイント引当金等の計上事例がある(企業会計基準委員会[2009]9項)。評価性引当金である貸倒引当金、個別の基準が存在する退職給付引当金は、本稿の検討対象から除外する。

33 わが国は負債を、「過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源を放棄もしくは引き渡す義務、またはその同等物」と定義している(企業会計基準委員会[2006]第3章5項)。「現在の義務」に加え、将来の条件付義務をも含める日本基準の負債は、IFRSより広範である。

34 関連して、企業結合の際、取得対価に被取得企業が計画する将来支出(例えば、構造改革費用)が反映されているにもかかわらず、「現在の義務」が存在しないという理由で引当金を認識できない事態が生じる。当該支出は、のれん価額の減少という形で財務諸表に反映され、企業結合後の費用配分パターンは、引当金を認識する場合と異なる。

る。負債を「現在の義務」に限定し、将来を無視することは、財務報告の目的達成を阻むという見方もある (Murray [2010] p. 629)。現行の IAS 第 37 号が制定される以前は、日本基準と同様に、「現在の義務」ではない将来の費用・損失を引当金として計上することができたが、このような自由度が利益操作の余地を与えていたという。引当金を負債の定義を満たす項目に限定したことで、財務報告の質は大幅に改善したという評価がある一方 (IASB [2015])、負債の定義を厳格化し、費用計上を制限することが有用性を向上させる論理は明らかでない (大日方 [2013] 174 頁)³⁵。

要するに、期間損益計算の観点を重視したわが国の引当金の定義が、有用性を低下させているという理論的な証拠はなく、また、負債性を重視した引当金の定義が優れているともいえない。

(2) 認識要件

企業会計原則注解 18 によると、将来の特定の費用または損失である引当金は、①その発生が当期以前の事象に起因し、②発生の可能性が高く、③その金額を合理的に見積ることができる場合に認識することができる。IAS 第 37 号は、①企業が過去の事象の結果として現在の義務 (法的または推定的) を有しており、②当該義務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、③当該義務の金額について信頼性のある見積りができる場合に、引当金の認識を求めている (para.14)。資源流出の可能性が高いすなわち蓋然性が高いこと、信頼性のある見積りができること、という要件は両基準に共通しているが、その内容には違いもある。代替案も含め、比較的に検討してみよう。

イ. 日本基準

日本基準は、将来の費用発生の可能性が高い場合に引当金を認識できるとしている。この蓋然性要件は、資源流出の可能性が低い負債の認識・測定を回避する実務上の有用なフィルタとして機能している (IASB [2020] para.2.4(c))。しかし、蓋然性要件には問題も多く、有用性低下の原因にもなりうる。

まず、蓋然性要件はすべての負債に適用されているわけではなく、基準間の内的整合性が保たれていないことが問題視される。例えば、デリバティブに係る会計基準は、将来キャッシュ・フローの現在価値が負であれば蓋然性と無関係に負債を認

.....
35 費用性と負債性いずれに着目して引当金を定義するかによって、測定の仕方は異なりうる。例えば、費用性に着目するとして、 t 年後に資源流出が生じる場合、流出額を t 年間でどのように配分するかについては裁量がある。対して、負債性を有するものに引当金を限定し、決算日時点で存在する負債を全額認識すれば配分の問題は生じないが、それが有用性を高めるかはわからない。

識しており、蓋然性の程度は測定に反映させている³⁶。

次に、金額的に重要性を持つ負債が、蓋然性が高くないために認識されないという問題がある。このような負債は、認識されている僅少額の負債より高い期待値を持ち、投資家の意思決定と関連する可能性がある。

また、そもそも「資源流出の可能性が高い」とはいかなる状態を指すのか、閾値について明確な説明がない。閾値が不明確であると、同じ事象について引当金を計上するか否かの判断が企業ごとに異なってしまう。一方の企業は引当金を計上しているが、他方の企業は偶発負債³⁷を注記で開示するというように、財務諸表の比較可能性が損なわれる（日本公認会計士協会〔2019〕21頁）。一般的には、発生の確率がかなり高い場合を示すものとして解釈されているという（日本公認会計士協会〔2013〕44頁）。

あらためて日本基準は、蓋然性の閾値を高めを設定することで、測定の信頼性を担保していると考えられる。しかし、その一方で、意思決定と関連性を有する金額的に重要な潜在的負債を適時に認識できないという問題があり、加えて、認識の閾値が不明確なことによる比較可能性の欠如も、有用性を損なう原因となりうる。蓋然性が一定の閾値を下回れば、偶発負債を注記開示することとなるが、蓋然性の閾値が高い日本基準では開示の担うところが特に大きい。開示の実態分析は4節で行うが、引当金を計上する前に注記を行う企業は決して多くないようである（日本公認会計士協会〔2019〕）。不確実性やリスクの高まりによって、将来事象の確率分布や投資家の情報ニーズに変化が生じ、結果として適時性や比較可能性の欠如といった問題が顕在化している可能性がある。

.....
36 もっとも、Barker and McGeachin [2013] は、内的整合性を問題視する背景には、「測定 (measurements)」と「見積り (estimates)」の混同があるという。市場が存在するなどして、観察可能な測定 (observable measure) が可能ならば、その時点で認識の条件は満たしており、蓋然性要件を付加することは冗長となる。観察可能な測定ができない場合に限り、蓋然性と信頼性ある見積りを認識要件にすればよい。市場が存在するデリバティブには「測定」が、引当金のような市場を参照できない非金融負債には「見積り」が適用されるのであり、「測定」と「見積り」の認識要件を整合させる必要はないという指摘である。

37 偶発負債について、わが国は、監査基準委員会報告書第2号「特記事項」(現在は廃止)の中で「損失の発生する可能性が不確実な状況が貸借対照表日現在既に存在しており、その不確実性が将来事象の発生すること又は発生しないことによって最終的に解消されるもの」と定義していた。IAS第37号における偶発負債は、(a) 過去の事象から発生しうる義務のうち、その存在が確認されるのが、企業が完全には統制できない将来の1つまたは複数の不確実な事象の発生または不発生によってのみである義務、あるいは、(b) 過去の事象から発生した現在の義務であるが、義務決済のために経済的便益を具現化した資源の流出が必要となる可能性が高くないか、義務の金額が十分な信頼性をもって測定できないために認識されていないものをいう (para.10)。つまり、偶発負債は、義務が存在していないか、義務が存在しているても資源流出の可能性が低く、いずれの会計基準においても認識の対象とならない。

ロ. IAS 第 37 号

IAS 第 37 号は、日本基準と同様に蓋然性要件を設けている。ただし、「可能性が高い (probable)」を「生じる可能性の方が高い (more likely than not)」状況、すなわち 50% 超の水準と解釈しており、一定の比較可能性がある (para.23)³⁸。日本基準に比べると、蓋然性の閾値が低く保守的³⁹ な基準であるといえることができる。引当金の適時な認識は、目的適合性の向上を通じて有用性を高める可能性がある一方で、検証可能性を欠き測定信頼性を低下させるおそれがある。そのため、合理的な見積りができることは、引当金の認識要件として不可欠である。将来事象の確率分布がわからない不確実性下において、信頼性のある測定は容易でないが、IAS 第 37 号によると、「極めて稀な例外を除き、企業は発生しうる結果をある程度絞り込むことができ、したがって、引当金の認識に使用するのに十分なほど信頼性のある義務の見積りを行うことができる」(para.25) という。しかしその一方で、IAS 第 38 号「無形資産」は、測定の信頼性に問題があることから、自己創設無形資産が認識要件を満たしているかの判断が困難な場合があるという (para.51)。引当金と自己創設無形資産は、対価性がない点で共通しているが、測定の信頼性に係る規定のニュアンスは非対称である (Barker and McGeachin [2013])。資産と負債に係る測定の信頼性が現実にはどの程度異なるかはわからないが、基準上、信頼性をもって負債を測定することのハードルは低く、ここにも保守主義がみてとれる。

あらためて、より保守的な認識要件を定める IAS 第 37 号のもとでは、目的適合的な情報を適時に提供できるかもしれない。通常、適時性と測定の信頼性はトレードオフの関係にあると思われる、日本基準と IAS 第 37 号のいずれが有用であるかは一概にいえないが、IAS 第 37 号によると測定の信頼性はほとんどの場合で担保されており、認識の制約にならないという。蓋然性の閾値を下げ、引当金を広範かつ適時に認識することが有用性の向上につながるならば、究極的に蓋然性要件は不要となる。

ハ. 蓋然性要件を削除する代替案

IASB は、IAS 第 37 号の改定に係る負債プロジェクト、および引当金プロジェクトの中で、認識要件から蓋然性を削除することを検討していた。そこでは、契約上

38 なお、米国の財務会計基準書 (Statement of Financial Accounting Standards: SFAS) 5号とそれに続く会計基準コード化体系 (Accounting Standard Codification: ASC) 450 は、将来事象により損失が発生する蓋然性が高く (probable)、かつ、損失の金額が合理的に見積り可能な場合に引当金を認識する。蓋然性が高いとは、ある将来事象が生じそうであること (likely to occur) である。日本と同様、具体的な閾値への言及はなく、企業によって解釈が異なっていると想定されるが、一般的には 50% より相当程度高く、70~80% の水準として解釈されているという説もある (日本公認会計士協会 [2019] 34 頁)。この点については、本稿 4 節 (1) も参照されたい。

39 ただし、存在している負債を適時に認識しているという意味では、中立的な会計処理といえる (Barker and McGeachin [2015] p. 182)。保守的であるという評価は、資産または利得の認識と比較して相対的になされるものである。

の義務を条件付（conditional）義務と無条件（unconditional）義務に分け、条件付義務には無条件義務が必然的に伴うとしたうえ、無条件義務のみを会計上の認識対象とし、当該義務は定義上必ず蓋然性を備えているから、認識要件として蓋然性要件を考慮する必要がないとする。将来事象に関する不確実性は、測定に反映させることとなる⁴⁰。一般的に、資源流出の発生可能性が低い偶発負債は引当金と区別されるが、蓋然性を認識要件から外すことで、両者を非金融負債として統一的に扱うことができる。

黒川（〔2009b〕5頁）は、将来の支出発生状況と生起確率分布を特定できれば、発生可能性が低いということは、資源の流出がゼロである可能性が高いということであり、分布が左に偏るに過ぎないと述べる。判断確率分布そのものを会計情報として報告することが可能なシステムであれば、蓋然性要件は引当金計上の可否を分ける基準とはいえないのである。Cade, Koonce, and Mendoza [2019] は、個人が、資産と負債の存在を判断する際に、将来キャッシュ・フローの発生確率をどのように使用しているかを実験により検証した。それによると、負債については、たかだか1%の発生確率でも存在が認知されており、蓋然性を認識要件から除外するIASBの意図に反しない結果が得られている⁴¹。他方、資産の存在を認知する閾値は、20～80%の間にあるという非対称な結果が得られており、財務諸表利用者の保守的な性向が観察されている。すなわち、負債の認識要件から蓋然性を削除する試みは、保守主義の観点から説明ができ、財務諸表利用者の意思決定構造と整合的である（Barker and McGeachin [2013]）。

蓋然性要件を削除し、金額的重要性のある負債を適時に認識するルールは、投資家の意思決定構造と整合し、目的適的な情報を提供できるかもしれない。その一方で、存在が不確実で、発生可能性の極めて低い負債を網羅的に認識することが、有用性の向上につながるとは限らない。財務諸表利用者が保守的な性向を有していても、投資意思決定に際しては、保守的な情報より中立的な情報を好む可能性もあるし、保守的な会計処理による過剰な下方バイアスが、目的適合性に負の影響を及

40 2018年に公表された概念フレームワークは、個別基準に先行する形で負債の認識要件から蓋然性を削除している。負債の定義を満たしていれば、目的適合性がない、または忠実な表現ができない場合を除き認識の対象となり、将来事象の発生確率は測定に反映させればよいことになる。資源流出の可能性が極めて低い負債は、目的適合的でないとして認識されないことがあるにせよ、蓋然性が小さいことのみをもって認識対象外とすることはない（IASB [2018] para.5.12）。もっとも、IAS第37号が扱う引当金は、観察可能な市場がなく、取引価格を参照した測定が困難であるという意味で特異性があり、概念フレームワークや他の基準と整合性をとることは、必ずしも重要ではない（IASB [2015] para.2.4）。

41 ここでは、資産・負債の存在可否を資源流出の蓋然性と紐付けているが、「存在の不確実性（existence uncertainty）」と「結果の不確実性（outcome uncertainty）」は異なる概念であり、資源流出の蓋然性は厳密には後者に対応する。ただし、どちらの不確実性も、期待される経済的便益の流入（流出）量と時期に関連するものとみれば、両者を統合した議論も可能となる（Barker and Penman [2020] p. 329）。

ぼすこともありうる (Cade, Koonce, and Mendoza [2019])⁴²。また、IAS 第 37 号は、多くの場合で見積りの信頼性は問題にならないというが、引当金の対象となる項目に観察可能な市場はなく、客観的な価格による交換取引もほとんどないことからすれば、合理的な見積りができる保証はない。考えうるすべての事象について発生確率を見積るコストは、認識の便益を上回る可能性がある⁴³。

蓋然性要件の削除には批判も多く、IASB は現在進行する引当金プロジェクトの中で、現状維持もありうるとする。目的適合性と測定の信頼性のトレードオフにかんがみて、最適な閾値がいかなる水準にあるのかは、興味深い問題である。これは、より適時の負債認識をもたらす保守主義の程度問題でもある。

(3) 測定

イ. 2つの測定原則

具体的な測定手法を検討する前に、会計基準の背後にあるとされる測定原則 (measurement principle) に触れておきたい。測定原則には、将来時点での履行を考える究極決済概念 (ultimate settlement notion) と、現時点での決済または移転を念頭に置いた現時点決済概念 (current settlement notion) があり、先にみた認識要件の違いも測定原則の違いによって説明ができる。

企業自身による義務の履行を前提とし、現在よりも将来に言及する日本基準は、究極決済概念に整合的とされる。この概念は、義務の履行により流出する金額として蓋然性の高い、最頻値による測定と親和性がある。他方の現時点決済概念は、報告期間の末日に負債を測定し、その時点での不確実性を描写することを目的としているため、将来の結果に係る蓋然性を認識要件に含める必要はなく、期待値による測定と結びつきやすい (企業会計基準委員会 [2009] 62 項)。IAS 第 37 号は、「報告期間の末日における現在の義務を決済するために必要となる支出の最善の見積り」 (para.37) を行うとすることから、現時点決済概念を採っているとみられる。引当金の対象となる義務の多くは、観察可能な取引価格を参照した交換取引の対象にな

42 有用性とは別に、負債の種類によっては、その認識が企業に不利な結果をもたらすことがある。訴訟について、損失の見積りや訴訟準備金を明らかにすることは、暗黙のうちに責任を認めることにもなりかねない。このような告白は、不利な結果になる確率を高め、後続の訴訟を助長したり、潜在的な和解金額の上限を引き上げたりする可能性がある (Hennes [2014] p. 35)。

43 この点、現在の義務という負債の定義を充足するものの、資源流出の蓋然性が低い項目はほとんど存在しないという見解もある。現行 IAS 第 37 号のもとでは、保証等の項目を除いて負債は網羅的に認識されており、また、開示されている偶発負債が少ないことから、蓋然性要件の削除によって追加的に認識される負債が、実務に大きな影響を与える可能性は低いという (IASB [2008] PAPER6B: para.22–23)。負債の定義が認識の制約条件として機能する IFRS とは対照的に、引当金の負債性を要求しない日本基準について蓋然性要件を削除すれば、あらゆる将来費用・損失が認識可能になってしまう。蓋然性の閾値は、引当金の定義とあわせて議論されるべき問題である。

らず、多くの企業が将来の義務履行を想定しているとすれば、企業の意図を忠実に表現する究極決済概念に基づく会計基準が一見して優れている。

もっとも、実際の会計基準は、測定原則と首尾一貫した会計処理を定めているわけではない。日本基準が究極決済概念と整合的であるといっても測定値は特定されていないし、IAS 第 37 号も蓋然性要件を設けたうえ最頻値による測定を認めており、現時点決済概念を徹底しているわけではない⁴⁴。日本基準と IFRS の実質的な相違はどこにあるのか、具体的な測定手法を分析してみたい。

ロ. 測定属性の選択

IAS 第 37 号にいう「期末日における現在の義務の決済に要する支出の最善の見積り」とは、「報告期間の末日現在で義務を決済 (settle) するため、または同日現在で義務を第三者に移転 (transfer) するために企業が合理的に支払う金額」(para.37) を指す。「決済」の意味は必ずしも明確ではないが、負債の「履行 (fulfil)」に加え「解約 (cancel)」を含意しているとの見方がある (IASB [2010a])。「履行」、「解約」、「移転」、それぞれの期待値は異なることが予想されるが、測定属性の選択方法は基準に明記されていないため、解釈が問題となる。

1 つの可能性として、企業の意図にしたがった測定もありうるが、合理的な経営者は企業価値の最大化に努めるだろうから、負債の履行または解約、移転のうち最もコストの小さい取引を選択すると考えられる。公開草案 (IASB [2010a]) は、IAS 第 37 号にある「合理的に支払う金額」が最小コストの概念 ('lowest of' notion) を含んでいるとして (para.BC10)、(a) 義務を履行するために必要な資源の現在価値⁴⁵、(b) 義務を解約するために企業が支払わなければならない金額、および、(c) 義務を第三者に移転するために企業が支払わなければならない金額のうち、最も小さい金額での測定を提案した (para.36B)。ここで、解約と移転は現時点の生起を想定しているが、履行は将来時点でなされると想定していることがわかる。現時点の履行価値を算定するものの、けっして現時点での履行を擬制しているわけでは

44 この点、蓋然性を認識要件から外し、期待値のみを認める IAS 第 37 号の改定案は、現時点決済概念による論理的一貫性を求めたものといえる。

45 履行価値の測定について、サービス提供に伴うマージンを含めるかという論点がある。ある種の負債は、将来時点で企業自身に代わる第三者にサービスを引き受けてもらうことで履行される。ただし、負債について十分な市場がなく、請負業者に対する合理的な支払額が明らかでない場合、企業自身がサービスを遂行するために第三者へ請求する金額を見積ることにより代替する。その際、予想される発生コストとサービス提供にあたり要求するマージンを含めるという (IASB [2010a] para.B8(b))。しかし、企業自身によるサービスの遂行を想定できるならば、資源流出額は予想される発生コストを上限とするのではないだろうか。第三者にサービスを引き受けてもらうということは、企業自身がサービスを遂行するより安価に外注できることを意味している。そうであれば、発生コストにマージンを含めた価値は、実際の資源流出額を表さない仮想的な金額となり、過大な見積りを通じて当初認識時の利益減少と負債履行時の利益増加をもたらす。いずれの時点においても不適切な業績情報を生み出し、財務情報の利用者に事業の収益性に関する関連情報を提供しない (同 [2010a] para.AV2(b))。

ない。

そのうえで、選択される可能性が最も高い測定属性は履行価値であると思われる。負債を引き受ける第三者は、マージンとリスクに見合う補償を要求するため、第三者が負債について専門的な知識を持ち、企業自身より低いコストで当該負債を消滅させることができる場合を除き、移転により流出する金額は履行価値を上回る (IASB [2006b] para.57)。そもそも企業は、負債を第三者に移転する、あるいは取引相手と負債の解約を交渉する実務的な能力や法的な権利を持たないことが多い。企業がより低い金額で負債を移転または解約できる証拠がない限り、履行価値による測定が企業の意図を反映する。なにより、履行より安価で負債を移転または解約できるのであれば、貸借対照表日に負債は存在していないだろう (IASB [2010a] para.36C, BC11)。

非金融負債を、最小コストの概念を用いて測定するというアプローチは、非金融資産の減損会計とも整合的である (IASB [2010a] para.BC10)。減損会計では、使用価値と正味実現可能価額のいずれか高い方で測定を行うが、これは企業価値の最大化を前提とする経営者の合理的な意図を反映している⁴⁶。

以上を踏まえると、履行のみを念頭に置く会計基準より、複数のシナリオ下で合理的な経営者の行動を忠実に表現しようとする会計基準の方が、投資家にとっての有用性という点において優れているとの見方ができる。ただし、IAS 第 37 号が最小コストの概念によって運用されているならば、日本基準と IAS 第 37 号はともに履行価値を測定属性として選択する可能性が高い。そうすると、両基準の相違は、最頻値か期待値かという測定値の選択問題に現れる。

八. 測定値の選択

日本基準と IAS 第 37 号は、ともに履行価値による測定を行う点で共通し、両者の違いは測定値の選択に現れると考えた。主たる測定値には最頻値と期待値があるが⁴⁷、これらの測定値は有用な財務情報の提供とどのような関係にあるのだろうか。

異なる測定値の予測品質 (predictive qualities) は、キャッシュ・フローの実現値

46 減損会計の根底には、「剥奪価値 (deprival value)」の思想があるとされる。これは、経営者の意思決定プロセスを忠実に表現することを通じ、有用性を向上させる可能性がある。剥奪価値の概念を負債の測定に適用したものは、特に「解除価値 (relief value)」と呼ばれる (Lennard [2002])。そこでは、まず、入口価値 (負債を引き受ける際に受け取る対価額) と出口価値 (負債を決済または移転する際に支払う金額) を比較し、より大きな方を選択する。「入口価値 > 出口価値」であれば、新たに負債を引き受け、自ら履行することで利益を得られるためである。逆に、「入口価値 < 出口価値」であれば、新たに負債を引き受けることは不合理なために負債を決済または移転することとなり、決済または移転のうち資源流出額のより低い方を合理的に選択する。引当金の当初測定に関し、入口価値を 0 と仮定し、出口価値の中で最も低価な金額を選択しているとみれば、それは「解除価値」にほかならない。「解除価値」による負債測定の可能性は、川村 [2007] で既に言及されているため、参照されたい。

47 このほか、IASB の概念フレームワークには、中央値も挙げられている (IASB [2018] para.6.93)。

が測定値と異なる可能性と、差額の大きさの双方に依存するとされる（IASB [2011] para.14）。最頻値は、実現値と等しくなる確率が最も高く、決済損益の発生する確率が最も低い測定値であり、その意味で予測価値があるということになる（同 [2011] para.40）。しかし、発生確率分布に同程度の高さのピークが2つ以上ある場合、発生確率のわずかな相違が測定額に大きく影響してしまう問題がある（同 [2011] para.43(c)）。また、決済損益が発生する場合、当該損益の平均値、最大値は他の測定値よりも大きくなってしまふ。

期待値は、最頻値に比べ、生起しうるキャッシュ・フローの範囲とタイミングの両方に関する情報を捉えることができる（IASB [2006b] para.62）。また、実現値との偏差二乗和が最小になるという特徴があり、取引が十分な頻度で繰り返されると、長期的な結果が個々の取引の期待値合計に近づく傾向があるため、企業は決済損益の発生を回避することができる（IASB [2011] para.20(b)）。しかし、実現値との乖離が発生する確率は最も高く、外れ値の影響を受けやすいという特徴もある（同 [2011] para.18–19）。特に、蓋然性が低い単一の義務は、発生可能性のある事象の範囲が広いため、期待値と実現値は一致しない可能性が高い。損益のボラティリティは高まり、財務諸表利用者が企業のパフォーマンスを理解し比較することが困難になるおそれがある（IASB [2006a] para.57）。

最頻値、期待値はそれぞれに長所・短所があり、単一の義務や発生確率分布が正規分布でない義務の最頻値と期待値は大きく異なりうる。いずれの測定値が有用な情報を提供するかは、経営者の財務報告に関する効用関数や、投資家の意思決定構造にも依存すると考えられる。測定値と実現値の間に差異が生じないことを選好し、差異があればその額の大きさを問わないとすれば、最頻値による測定が望ましい。他方、測定値と実現値の間の差異が長期的に最小となる（偏差二乗和が最小となる）ことを選好している場合には、期待値による測定が目的適合的である（黒川 [2009b]）。

日本基準は、最頻値をとっているという説もあるが（日本銀行金融研究所 [2007] 6頁）、測定値について明確な記述はない。IAS 第37号は、母集団の大きい項目は期待値、単一の義務は最頻値で測定することが最善の見積りになるというが、単一の義務を最頻値で測定する論理は自明でない。単一の義務であっても、最も発生可能性の高い金額以外を考慮することはある（paras.39–40）。

不確実性やリスクの高まりによって、生起しうる事象の発生確率分布が複雑になれば、見積りに必要なインプットの収集も容易ではなくなる。あわせて、期待値と最頻値に乖離が生じれば、測定値の記述がない日本基準のもとで、点推定された価額の意味を投資家が解釈することは困難となり、測定値の信頼性や比較可能性は低下すると考えられる。もっとも、IAS 第37号が、測定値の選択を論理的に規定しているというわけでもない。IASB は、現時点決済概念を徹底し、期待値のみを認

める可能性にも言及しているが、現段階において日本基準との差異は、みかけほど大きくないかもしれない。

二. 測定に係るその他の論点

(イ) 時間価値と分散リスクの調整

決算日から決済までに期間があり、貨幣の時間価値の影響が重要である場合、これを引当金の金額に反映させるかは論点となる。日本基準は、引当金の割引を求めているが、資産除去債務に関する会計基準は時間価値を考慮することとしている。他方、IAS 第 37 号は貨幣の時間価値を割引率に含めている (paras.45-47)。時間価値を割引率に反映させた場合には、每期利息費用を計上する必要があるが (para.60)、当該費用の意味が問われる。引当金を負債として定義する IAS 第 37 号や資産除去債務については、借入を擬制したうえで負債コストを示しているという解釈もできるが、費用の見合いとして引当金を定義する日本基準のもとで時間価値を反映する必然性はあるのだろうか。

測定値と実現値が乖離する分散リスクが存在する場合には、これを財務諸表上に反映することが考えられる。例えば母集団の大きな義務と単一の義務とでは後者のリスクの方が大きいため、両負債の違いを表現する必要性が認められる (Rees [2006] p. 34)。日本基準は、分散リスクの調整に言及していないが、IAS 第 37 号では分散リスクをキャッシュ・フローの見積りあるいは割引率に反映する (paras.42-43)。経済的便益の流出額に係るリスクは、企業に流入する正味のキャッシュ・フローを減少させるため、負債の価額は大きくなる。いわゆる分散リスク・プレミアムを、リスク中立確率を用いてキャッシュ・フローの見積りに反映させる場合、割引率はリスク・フリー・レートを用いることとなる。他方、割引率にリスクを反映させる場合、割引率はリスク・フリー・レートより小さくなる (IASB [2010a] para.B.16)。リスク調整によって価額が小さくなる資産とは非対称な処理であり、これは純資産に対する下方リスクに回避的な財務諸表利用者の性向を反映させたものといえる (川村 [2007] 55~56 頁)。IAS 第 37 号におけるリスク調整規定も、保守主義により説明することができる。

分散リスクの調整を適切に行うことができれば、目的適合性や表現の忠実性は向上すると考えられるが、リスクの客観的な見積りは容易でなく、有用性に対し常にプラスの効果を持つかは不明である。加えて、未解決の論点も残されている。期待値が、生起しうる結果を確率的に重み付けする過程でリスクを考慮しているとすれば、リスク調整を要するのは最頻値のみとなるだろうか。また、投資家は多くの場合でリスクを分散可能であるから分散不能なリスクのみ調整すべきなのか、分散可能性は企業と市場いずれの観点から判断すべきなのか。調整後の割引率が、リスク・フリー・レートよりも低い理由をどう説明するのか (IASB [2010b] para.3.5.3-3.5.4)、いずれも興味深い検討課題である。

(ロ) 信用リスクの反映

企業自身の信用リスクを引当金の割引率に反映させるかについて、日本基準およびIAS第37号は明記していないが、IASBは引当金プロジェクトの中で現在も議論を行っている。そもそも自己の信用リスクは、負債に固有のリスクでなく企業のリスクであり、これを反映させる必要はないという考え方もあるが（IAS第37号のpara.E5）、当初に対価交換のある負債（主に借入金等の金融負債）については、当初測定で信用リスクが反映されている場合がある。対価交換のない引当金についても、信用リスクを反映させるべきだろうか⁴⁸。

指摘される問題として、信用リスクの悪化が事後的な利得の認識をもたらすことがある。当該利得は債務免除益に相当するものであり、信用リスクの悪化は債権者から株主への富の移転をもたらすことになる。ただし、現実的にみれば、債権者が損失を負担するのは株主資本が0になった時点からであり、それ以前に債権者の同意なく利得を認識すべきではないという見方もできる（伊藤〔2013〕198頁）⁴⁹。また、負債の移転が資産ほど容易でない以上、実現要件を満たさない利得を積極的に認識する論理はないし、継続企業の前提にも反する⁵⁰。

もっとも、信用リスクの悪化に伴う収益性の低下が、資産サイドに減損等の評価減をもたらしているとするれば、引当金の測定に信用リスクを反映したとしても、純利益を増加させることはないかもしれない⁵¹。しかし、未認識の無形資産やのれんが減価している場合には、債務免除益のみが計上されることから、やはり報告期間の純利益は増えてしまう。この場合、問題があるのは資産サイドの会計処理という見方もできるが、信用リスクが企業自身に係るリスクであるとして⁵²、これを反映させる会計処理の行きつく先は企業価値評価であり、自己創設のれんの認識である（黒川〔2009a〕25頁）。いうまでもなく、自己創設のれんの認識は財務報告の目的に反しており、企業のファンダメンタルズの変動と無関係な企業価値の変動を純利益へ算入することは、財務情報の有用性と信頼性を損なう結果になりかねない（大日方〔2013〕108～112頁）。

48 実務上、信用リスクの扱いには多様性がある。環境負債の会計処理に注目した Schneider, Michelin, and Maier [2017]によると、規模や環境負債の額が大きい企業は、割引率に信用リスクを含める傾向があり、リスク・フリー・レートを用いる場合に比べ、環境負債の金額が半分程度になることもあるという。加えて、市場は割引率の相違を識別できておらず、IFRSの適用は価値関連性の向上に寄与しない可能性が示唆されている。

49 当初の見積りキャッシュ・フローを、信用リスクを含んだ利率で割り引くことは、事業活動が遂行可能になる債務免除額を見積り、これをキャッシュ・フローに反映させて当初の実効利率で割り引くのと同じである（伊藤〔2013〕199頁）。

50 その他包括利益に認識する選択肢はある。

51 しかしながら、信用リスクの悪化が、投資プロジェクトのリスク上昇に起因している場合、収益性の低下による減損は生じていない（大日方〔2013〕310頁）。

52 ただし、負債自体の担保十分性により信用リスクが変わるなら、負債に固有のリスクであるともいえる（伊藤〔2013〕194頁）。

なお、保守主義の観点からは、企業の信用力低下に伴う損失を認識せず、債務免除益に相当する利得のみ計上することを肯定できない。信用リスクの反映による利得の計上は、「直感に反する (counter-intuitive)」と表現されることがあるが、これは保守主義に基づいた見解ともいえる (Barker and McGeachin [2013] p. 598)。

(ハ) 事後測定

日本基準では、いったん認識された引当金は、見積りの変更がない限り当初測定価額で繰り越される。見積りに変更があり、当該変更が変更期間にのみ影響する場合は、当該変更期間に会計処理を行い (キャッチ・アップ方式)、当該変更が将来期間に影響する場合には将来にわたり会計処理を行う (プロスペクティブ方式) こととしている (企業会計基準委員会 [2020] 17 項)。IAS 第 37 号は、毎期末最善の見積りを反映するように引当金を修正することを求めており (para.59)、IAS 第 37 号の改定に係る公開草案には、将来キャッシュ・フローの金額、生成時期、リスクと不確実性、割引率を每期見直し、再測定を行うとある (IASB [2010a] para.B.18)。IAS 第 37 号において、毎期の見積り修正が再測定を意味するとすれば、公開草案との間に実質的な違いはない。

日本基準が期間損益計算の観点から引当金を定義していることからすれば、見積りの変更に係る会計処理について、原価評価の枠内でいかに不確実性やリスクの変化に対応し、損益の期間配分を行うかということが論点になる (秋葉 [2018] 259～260 頁)。他方、引当金に負債性を要求する IAS 第 37 号の事後測定は、負債の「評価」に係る問題となる。引当金の再測定は、財務報告の有用性を高めることになるのだろうか。情報作成コスト、測定の信頼性等の問題はあるが、事後的な見積り変更による金額の変動が、将来キャッシュ・フローの発生可能性、金額に関する経営者の評価の変化を示し、投資家に有用な情報を提供するという見解もある。期待値による当初測定は、実際の資源流出額と乖離する可能性が高いが、再評価を行うことで期待値は実現値に収束していくため、時間の経過による不確実性の解消過程を忠実に表現できるということだろうか (IASB [2010b] para. 3.3.2(d); IASB [2020] para.2.3)。しかし、それは非金融資産を継続的に公正価値評価しようとする主張と似たものである。非金融負債の多くは事業投資に関連しており、その再測定は、非金融資産の会計処理とあわせ検討する必要がある (川村 [2007] 59 頁)。

(4) 小括

これまで、引当金に係るわが国の会計基準と意思決定有用性の関係を、IFRS と比較しながら分析してきた。引当金の有用性はなぜ低下しているのか、検討すべき論点とともにまとめておこう。

わが国では、費用性に着目して引当金を定義しており、このことが費用の配分に係る裁量性を生み出すという向きもあった。しかし、負債性に着目した IAS 第 37 号が有用性に優れているという理論的証拠はなく、定義の仕方と有用性の関係性は明らかでない。既に見てきたように、引当金の定義は、認識や測定の内方に影響を与えることから、認識・測定との一体性に留意した議論が必要である。

日本基準が抱える問題の 1 つには、引当金の認識要件があり、蓋然性の閾値が高く金額的に重要性のある費用・損失の計上が遅れる可能性、また、蓋然性の閾値が不明確であるために比較可能性が損なわれる可能性を指摘できる。不確実性、リスクの高まりは合理的な見積りを困難にするため、蓋然性の閾値を高く設定することは、測定の信頼性を担保することになる。しかし、財務諸表利用者が、測定の信頼性を多少犠牲にしても、意思決定と関連性を有する潜在的負債の適時認識を望んでいるのであれば、現行基準は最適でないことになる。この点、IAS 第 37 号の規定は蓋然性の閾値を 50% 超に設定しており、測定の信頼性より目的適合性に偏ったものとなっている。さらに、ほとんどの場合で合理的な見積りが可能であるとして蓋然性要件の削除も視野に入れている。蓋然性の閾値を下げるほど有用性は向上するのか、日本基準と IFRS の比較実証分析をより精緻に行う意義があるだろう。意思決定との関連性と信頼性のトレードオフを調整し、有用性を最大にする閾値がどの水準にあるかは興味深い問題である。

引当金の測定について、日本基準は特段の規定を設けていないが、究極決済概念に基づき、履行価値を最頻値で測定しているとみられる。対照的に IAS 第 37 号は、現時点決済概念に基づき、決済または移転に要する金額を期待値で測定しているとされる。ただし、経営者がコストの最小化を目指すとすれば履行価値を測定することになるし、また最頻値を排除しているわけではないため、日本基準と IAS 第 37 号の相違はみかけほど大きくない。そうすると、最頻値と期待値のいずれが目的適合的であるかが論点となるが、これは投資家の意思決定構造にも依存する。不確実性、リスクの高まりは合理的な見積りを困難にするため、最頻値と期待値の信頼性は相応に低下すると考えられ、いずれの測定値が有用かについて明確な結論はない。このほか、時間価値や分散リスク、信用リスクの反映、事後測定のあり方が測定上の論点となるが、これらの有用性は、引当金の定義や財務報告の目的等にも照らして検討されるべきとした。測定に関し、あらためて日本基準の有用性が低下している要因としては、将来事象の発生確率分布を正確に把握することが困難となる中で、合理的な見積りができないこと、測定規定がないために、測定値の解釈が困難になることなどによる、測定の信頼性および比較可能性の欠如が考えられる。

なお、IAS 第 37 号が日本基準に優れているとはいえないが、保守主義を内包した基準であるということはできる。認識に係る蓋然性の閾値が低いこと、ほとんどの場合で引当金の合理的な見積りが可能であるとする、分散リスクを反映する

ことは、保守主義により説明ができる。蓋然性要件が削除されれば、会計基準の保守性はより強まることとなる。引当金を題材とした保守主義と有用性の関係性分析は、今後の課題である。

ここまでは、会計上の認識や測定など主として財務情報としての観点から、会計上の見積りの1つである引当金について分析してきた。財務報告は、財務情報と非財務情報の組み合わせであることから、次の4節では、注記や非財務情報の開示の観点から財務報告の有用性について議論する。ここでは、議論の対象は引当金に限定せず、より広く会計上の見積りとする。

4. 見積り情報の開示による有用性回復

(1) 開示制度の必要性

日本基準の問題点には、蓋然性の閾値が高いため金額的重要性のある引当金を適時に認識できない、閾値の水準が不明確かつ測定の規定がないために測定値の比較ができない、というものがあつた。ただし、これらの問題は、注記または非財務情報の開示により一定の解決を図ることができると考えられる。引当金を認識する閾値は十分に説明可能であるし、蓋然性が閾値に達する以前に偶発負債を適切に開示すれば、引当金の認識が遅れるという問題は緩和できるだろう。測定については、将来事象に係る不確実性が高く、確率分布を主観的にしか予測しえない場合、本来的には1つの統計量を提示するより、考える結果の範囲および分布に関する情報を提供する方が有用となる (IASB [2018] para.BC.5.15)。測定の前提となる条件、測定属性、見積りに用いるモデルやインプット、感応度分析、過去に行った見積りのバックテスト等を、財務情報と関連付けて開示することが望まれる (Ryan [2012] p. 317)。

しかし、そもそも経営者は、リスク情報などのネガティブ情報を積極的に開示するインセンティブを持たない傾向がある (Kothari, Shu, and Wysocki [2009])。引当金に係る米国の会計基準である SFAS5 号を対象に、蓋然性の閾値を調査した Aharony and Dotan [2004] によると、経営者は、引当金認識の要件となる「可能性が高い (probable)」を中央値で 75%、偶発負債開示の要件となる「可能性がほとんどない (remote)」を 20%程度とみていた。他方で、財務諸表利用者 (アナリスト) は、「可能性が高い」を 67%、「可能性がほとんどない」を 15%程度とみていることが判明した。これらの結果を比較すれば、経営者は「可能性が高い」を狭く、「可能性がほとんどない」を広く捉えており、保守的な財務諸表利用者の情報ニーズに

応える財務報告ができていない可能性がある。財務諸表利用者からみれば、引当金として認識を望む項目は開示に留められ、偶発負債として開示を望む項目の情報は省かれてしまう。

このように、経営者が自主的に有用な情報を開示する可能性が低いのであれば、適切な制度を整備することにより開示を促すことが必要となってくる。

(2) 現行の開示制度

ここでは、わが国における会計上の見積りに関する開示制度について、法令および会計基準の観点から整理する。企業のビジネスモデルの変化などを背景に会計上の見積りが拡大してきたとの認識が広がる中で、投資家を中心とするステークホルダーに対して、会計上の見積りに関する情報を適切に伝達するための手段の1つとして、記述情報による情報開示の重要性が高まっている。財務報告の有用性を高めるためには、本稿においてもこれまで議論してきたように、見積りを伴う項目の認識・測定を向上させることが考えられる。もっとも、こうしたアプローチによる対処には限界があるとみられるも、開示による情報提供も、財務報告の有用性を高めるにあたっては重要な手段であると考えられる。こうした問題意識もあって、近年、わが国においても、企業に対して重要な会計上の見積りに関する開示を促すためのルールが整備されてきた。以下では、会計上の見積りの開示に関連する法令および会計基準の観点から、開示制度を整理する。

イ. 法令における整理

まず、法令では、2019年1月の開示府令の改正により、2020年3月期から「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（Management Discussion and Analysis: MD&A）」において、重要な会計上の見積りおよびその仮定の記載が求められている。本改正は、2018年6月に公表された「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」（金融庁 [2018]）の提言を踏まえて行われた経緯がある。金融庁 [2018] では、会計上の見積りや見積りに用いた仮定に関して、経営判断上の重要性、見積り要因が企業業績に予期せぬインパクトを与えるリスクを踏まえ、経営者の関与のもとで、充実した開示が行われることが望ましいとの意見が示された。こうした指摘を受け、開示府令では、連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積りおよび当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについて、当該見積りおよび当該仮定の不確実性の内容や、その変動により経営成績等に生じる影響など、会計方針を補足する情報を記載することとされている。なお、開示府令が対象とする企業は、企業が適用する会計基準に関係なく、国内の上場企業全社となる。

他方、法的拘束力は有していないものの、2019年に公表された「記述情報の開示に関する原則」（金融庁 [2019]）は、有価証券報告書における記述情報について、期待される開示や開示にあたっての考え方などが整理されている。金融庁 [2019] は、企業による開示の充実を図ることを目的としていることから、会計上の見積りに関する開示においても参考になると考えられる。例えば、金融庁 [2019] では、会計基準における見積り要素の増大が指摘される中で、企業業績に予期せぬ影響が発生することを減らすことが見積り情報を開示する目的の1つとされているほか、経営者が関与して開示することが重要との考え方が示されている。見積りに関する情報開示に関して、企業がこうした目的や考え方を参考に開示内容を検討することは有益と考えられる。

ロ. 会計基準における整理

次に、会計上の見積りに関する開示に関して、会計基準における取扱いをみると、日本基準は、基準の開発にあたって IAS 第1号 125 項の定めを参考としているものの、日本基準と IFRS との間で企業に求められる開示項目などは幾分異なる。そこで、以下では、日本基準と IFRS の双方について、規定で定められている開示内容などを確認する。

まず、日本基準では、企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」により、2021年3月期から財務諸表の注記において、重要な会計上の見積りに関する開示が求められている。開示内容を判断するにあたっての考え方として、個々の注記を拡充するのではなく、会計基準において開示目的（原則）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断するというアプローチがとられている。開示目的としては、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することとされている。これは、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある項目が企業によって区々となる中で、個々の会計基準ではなく、会計上の見積りの開示について包括的に定めた基準において開示目的を示し、企業が当該開示目的に照らして開示すべき項目や記載内容を決めることが適切との考え方によるものである。具体的な開示内容としては、第8項において、当年度の財務諸表に計上した金額の算出方法、当年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定、翌年度の財務諸表に与える影響などが例示されている。

他方、IFRS では、IAS 第1号「財務諸表の表示」125~129 項において、見積りの不確実性の発生要因に関する開示について定めがある。まず、IAS 第1号 125 項では、企業は、将来に関して行う仮定および見積りの不確実性の発生要因のうち、重大なリスクがあるものに関して、その性質と報告期間の期末日現在の帳簿価額を開示することが求められている。また、IAS 第1号 129 項では、同第125 項の開示に関連して、経営者が将来についておよび見積りの不確実性の発生要因について行う判断を財務諸表利用者が理解するのに役立つ方法で表示することが企業に求めら

れている。提供される情報の性質と範囲は、仮定の性質およびその他の状況に応じて変化するとしつつも、以下のような具体例が挙げられている⁵³。

- (a) 仮定またはその他の見積りの不確実性の性質
- (b) 帳簿価額の、その計算の基礎となる方法、仮定および見積りに対する感応度（その感応度の理由を含む）
- (c) 不確実性についての予想される解消方法、および翌事業年度中に合理的に生じると考えられる結果の範囲（影響を受ける資産および負債の帳簿価額に関して）
- (d) 当該資産および負債に関する過去の仮定について行った変更の説明（その不確実性が未解消のままである場合）

ハ. 法令と会計基準の取扱いの関連性

このように、法令と会計基準の双方で会計上の見積りに関する開示が求められている中で、両者の関連性についても整理する必要がある。まず、開示府令においては、MD&A に記載すべき事項の全部または一部を財務諸表等の注記に記載した場合、MD&A にその旨を記載することによって、当該注記において記載した事項の記載を省略することができることとされていることから、両者には相応に重複する部分があると考えられる。ただし、金融庁 [2021] では、財務諸表等の注記に重要な会計上の見積りに関する記載がある場合においても、開示府令が求めている事項に関する記載がない場合、財務諸表等の注記に記載されていない内容については MD&A への記載が必要との見解が示されている。これらをまとめると、両者に共通する開示内容も相応にあると思われるものの、おのおので求められている記載内容には相違する部分もあることから、注記と MD&A の双方について検証する必要があると考えられる。

(3) 開示制度が有用性に与える影響の分析

法令と会計基準に従った開示は、有用性の向上にどれだけ寄与するのだろうか。ここでは、企業が開示する会計上の見積りに関する情報の有用性について、実証的なアプローチによる検証を試みる。繰り返しになるが、2~3 節では引当金に焦点を絞って検証してきたが、本節では、広く会計上の見積りに関する情報全般を対象

53 なお、日本基準の見積りに関する開示において導入されている開示目的のアプローチは、IFRS で開発されたものの、IAS 第 1 号においては現状では導入が検討されている段階であり、適用には至っていない。個別の会計基準では、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」などにおいて既に導入されている。

とする⁵⁴。まず、会計上の見積りに関する先行研究をみると、見積り情報の定量化について確立された手法がない中で、国内外で研究蓄積はあまり進んでいない。例えば、Bauman and Shaw [2014] は、会計基準に基づく注記において開示される見積り情報である CAE (Critical Accounting Estimates) のうち、退職給付に関する情報を開示する企業の決定要因などについて検証している。ただし、Bauman and Shaw [2014] は、見積り情報全般を対象としていないほか、開示された情報の財務報告における有用性などについては検証していないといった点には留意する必要がある。また、Levine and Smith [2011] では、CAE ではなく、重要な会計方針 (Critical Accounting Policy: CAP)⁵⁵ を分析対象に、企業による CAP の開示の決定要因とその経済的帰結について検証している。例えば、自社の訴訟リスクが高いと考える企業ほど、将来、投資家などの財務諸表利用者から訴訟を受けるリスクを抑制する観点から、CAP の開示をより積極的に行うといった点を指摘している⁵⁶。

本分野における実証研究では、企業が開示する会計上の見積りに関する記述情報について、どのように定量化を行うかが重要である。1つのアプローチは、テキスト・マイニングや自然言語処理を用いて、見積りに関する記述情報を定量化することが考えられる⁵⁷。ただし、見積りに関する制度は近年大きく変化していることなどから、定量化した情報の中から企業の開示行動による要因を識別することは難しい⁵⁸。本研究では、こうした課題に必ずしも対処できるわけではないものの、米国における重要な会計上の見積りに関する開示と将来キャッシュ・フローとの関連性について検証した Glendening [2017] や、企業による CAP の開示の決定要因について分析した Levine and Smith [2011] を参考に、企業の重要な会計上の見積りに関する開示の有無を示すダミー変数を用いて、見積りに関する情報を定量化する。

具体的には、Lopes and Reis [2019] において引当金および偶発負債の価値関連性について検証したモデルを参考に、会計上の見積りに関する注記および MD&A における見積り情報の開示と、時価総額との価値関連性について、以下のような (5) 式に基づき検証を試みる⁵⁹。

54 会計上の見積りに関する開示は、近年にルールの整備が行われたことなどから、引当金に絞ると十分な開示のサンプルがないこともあり、より広く見積りに関する開示を対象としている。

55 日本の会計基準では、企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」において規定されている。重要な会計方針に関する注記の開示目的として、財務諸表を作成するための基礎となる事項を財務諸表利用者が理解するために、採用した会計処理の原則や手続の概要を示すことが挙げられている。IFRS においては、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」において、同様の規定が設けられている。

56 このほか、Chen and Li [2012] では、CAP を含む注記を対象に、テキスト・マイニングを用いて、会計発生高における見積りの程度と将来の企業業績との関連性について検証されている。

57 例えば、わが国における近年の研究では、矢澤 [2021] などが挙げられる。

58 例えば、記述情報を単語数によって定量化する場合、企業の開示行動を受けて単語数が変化したのか、それとも単なる制度変更による変化なのかを識別することは難しい。

59 見積り情報の開示は、財務諸表の作成者と投資家との間にある情報の非対称性を解消する役割を果

表3 重要な会計上の見積りに関する情報の開示状況

FY	IFRS	CAE	MD&A
	適用企業数	開示企業数	開示企業数
2010	3	0	2
2011	5	0	4
2012	16	0	11
2013	28	0	20
2014	54	0	38
2015	77	14	54
2016	110	66	79
2017	141	88	115
2018	171	113	141
2019	187	125	178

$$\frac{MV}{TA} = \beta_1 \frac{BV}{TA} + \beta_2 \frac{NI}{TA} + \beta_3 LOSS + \beta_4 LOSS \frac{NI}{TA} + \beta_5 CAE + \beta_6 MD_A + Controls + \varepsilon \quad (5)$$

分析対象は、時系列方向のサンプル数を確保する観点から、わが国においてIFRSを任意適用する企業とする⁶⁰。結果として、分析対象期間は、最大で2010年度から2019年度となる。見積り情報に関するデータは、プロネクサス社が提供する企業情報データベースであるeolより取得した⁶¹。その他の財務データについては、日経NEEDSより取得した。

まず、表3は、IFRS任意適用企業における重要な会計上の見積りに関する情報の開示状況を整理したものである。会計基準に基づく注記において開示される見積り情報であるCAE⁶²については、データ取得が可能な2015年度以降を分析対象とした。他方、MD&Aについては、開示府令に基づく強制開示は2019年度からであるものの、それ以前から企業による任意の開示が行われていると考えられ、わが国

たずと考えられることから、被説明変数として、本稿が検証対象とした時価総額の代わりに株価のボラティリティやリスク・プレミアムなどを用いることも有益と考えられる。

60 日本基準では、重要な会計上の見積りに関する開示の義務付けは2021年3月期であることから、早期適用は認められていたものの、現時点では時系列方向に十分なサンプルを確保することが困難となっている。クロスセクション方向にはサンプルを確保することは可能であるものの、1時点のデータではマクロ的な要因と個社要因を識別できず、価値関連性について検証することが難しい。このため、サンプル数は限られるものの、IFRS任意適用企業を対象に分析する。

61 企業によって見積りに関する注記の記載場所が異なる中で、データベースの制約から、一部サンプルの記述情報が反映されていない可能性がある点には留意する必要がある。

62 IFRS任意適用企業を分析対象としていることから、IAS第1号に基づいて開示される見積り情報を指す。

表4 回帰分析の結果

	(1)	(2)	(3)
Dependent variables		MV/TA	
<i>BV/TA</i>	0.151***	0.149***	0.135***
<i>NI/TA</i>	0.69***	0.62***	0.57***
<i>LOSS</i>	0.098	0.09	0.078
<i>LOSS*NI/TA</i>	-0.697***	-0.698***	-0.642***
<i>CAE</i>	-0.023		
<i>CAE*NI/TA</i>	0.023		
<i>MD&A</i>		0.119	0.125
<i>MD&A*NI/TA</i>		0.092	0.075
Controls			
<i>SIZE</i>	-0.218***	-0.217***	-0.223***
<i>LEVERAGE</i>	-0.047	-0.05	-0.056**
Intercept	-0.223***	-0.334***	-0.302***
N	653	653	754
Adj. R ²	0.524	0.526	0.511
Sample Periods	2015–2019	2015–2019	2010–2019

備考：***、**、*はそれぞれ、両側確率1%、5%、10%で回帰係数が有意であることを示している。各変数のt値の算出にあたっては、誤差項の不均一分散と系列相関を考慮するため、企業クラスターと年次クラスターについて補正された標準誤差（Two Way Cluster Robust Standard Error）を用いている。

でIFRSの任意適用が始まった2010年度からデータを取得した。CAE、MD&Aともに、分析対象期間において開示する企業数は増加し、MD&Aでは、2019年度は9割超の企業が開示を行っている⁶³。

ここで、CAEは注記において会計上の見積りに関する情報が開示されている場合に1、そうでない場合に0となるダミー変数である。同様に、MD_Aは、有価証券報告書のMD&Aにおいて、会計上の見積りに関する情報が開示されている場合に1、そうでない場合に0となるダミー変数である。その他の変数については、2節で行った引当金の有用性に関する検証で用いたモデルと同じ定義で用いている⁶⁴。

表4の分析結果をみると、注記における見積り情報の開示を示すCAE、MD_Aともに、統計的に有意とはなっていないため、価値関連性は認められなかった。また、CAE、MD_Aと当期純利益との交差項についても、統計的に有意とはならず、このことから価値関連性はないと考えられる。

63 この点、開示府令では、記載すべき事項の全部または一部を財務諸表等の注記において記載した場合には、その旨を記載し、当該注記を省略することができる規定となっているため、ほぼすべての企業が開示を行っているものと考えられる。

64 なお、株主資本については、本節の分析では引当金を説明変数として採用していないことから、特段の調整を行っていない。また、時価総額の時点については、市場参加者が重要な会計上の見積りに関する情報を織り込むタイミングを考慮し、期末3ヵ月後としている。

以上をまとめると、現状、企業が開示する会計上の見積りに関する情報は、注記による開示（CAE）、あるいは財務諸表外の記述情報による開示（MD_A）かに関係なく、価値関連性はないと考えられる。この分析結果のみをもって断定することは難しいが、1つの解釈としては、法令や会計基準の整備によって、多くの企業から見積りに関する情報は提供されるようになりつつあるものの、投資家にとって有用な情報とはなっていない可能性があるということである⁶⁵。この点について、Schipper [2007] は、認識される項目と開示される項目との間で、作成や監査のプロセスの違いなどを映じて、信頼性が異なると指摘している。すなわち、開示される項目は、認識される項目と比較して、信頼性が低いとの実証結果が報告されている。また、別の解釈としては、企業から開示されている情報は、本来は投資家にとって有用なものであるものの、投資家によって利用されていないため、今回のように市場からの評価である時価総額との関連性が認められないということである。例えば、Schipper [2007] は、認識される項目と開示される項目との間で、投資家の認知バイアスが存在する点を指摘している。これは、投資家にとっての情報処理コストの違いなどから、認識される項目と比較して、開示される項目が過小評価もしくはまったく考慮されないことを意味している。他方、Bratten, Choudhary, and Schipper [2013] は、オペレーティング・リースとファイナンス・リースを対象に認識と開示の違いを実証的に検証し、開示された項目の信頼性が担保されているといった一定の条件を満たしている場合には、開示の項目と認識の項目は同じように利用されていると結論付けている。会計において認識される項目と開示される項目とで投資家の反応などが異なる可能性がある点については、依然として見解は定まっていない。

このように、価値関連性に係る実証研究においては、理論的な裏付けが難しいこともあり、その結果の解釈が複数考えられる。もっとも、今回の実証結果は、会計上の見積りに関して、企業による開示が行われているか否かのダミー変数を用いた検証であり、開示内容の質については十分に勘案できていない点⁶⁶ など、リサーチ・デザインにも改善の余地がある。実証研究においては、テキスト・マイニングや自然言語処理等の手法を用いて、開示内容の質を指標化・定量化し、そうした指標を活用しつつ見積りに関する情報の有用性を検証していくことが重要であると考えられる。換言すれば、法令や会計基準において企業に求められている見積りに関

65 先に述べたように、近年導入された会計基準においては、開示目的という考え方に基づいて投資家にとって有用な情報提供が行われるような開示が求められている。こうした開示目的というアプローチは導入されて間もないこともあり、財務諸表の作成者、利用者、監査人の間で十分に活用されていない可能性がある。Abad *et al.* [2020] などの学術的な研究においても、開示目的に対して肯定的な見解は示されていることから、実務における理解の拡がりなどを意識しつつ、継続的に検証を行うことが重要と考えられる。

66 特に、CAE は、企業が個別の会計基準で定められる開示目的に照らして開示内容や記載方法を判断することとされているため、開示の深度は企業によって区々と考えられる。

する開示内容と、実際に企業が開示する内容とを比較し、投資家などにとって十分な開示内容となっているかを継続的に検証していく必要がある⁶⁷。この点、わが国を対象とした調査ではないものの、英国の Financial Reporting Council (FRC) が行った見積り等に関する注記のレビュー (FRC [2017]) は、わが国企業の注記を考えるうえでも参考になると考えられる。FRC [2017] では、英国の 20 社を対象に見積りに関する開示内容を検証し、以下のような点を指摘している。1 つは、見積りの仮定に関する開示では、定量的な開示がほとんど行われていないことである。もう 1 つは、見積りの感応度分析では、調査対象の約 9 割の企業が感応度分析の結果を開示しているものの、それは減損 (IAS 第 36 号「資産の減損」) や年金 (IAS 第 19 号「従業員給付」) をはじめとする一部の項目に限られる点を課題として提示している⁶⁸。また、わが国における関連する調査として、日本公認会計士協会 [2019] は、引当金の計上前に偶発負債を注記した企業が少数であったという実態分析の結果を報告している。偶発負債の注記の段階から、引当金計上の段階に移行する期間が短期間であった可能性も指摘できるが、偶発負債の開示が義務付けられていない中で、何を契機に注記や引当金の認識を判断したのか、十分な情報開示がなされているとはいえない点には留意する必要がある (同 [2019] 22 頁)。このように、よりミクロの視点から、会計基準等が要求する事項と実際の企業の開示内容を比較し、課題等を検討することも有益と考えられる。

このほか、今回の分析は、わが国における IFRS 任意適用企業を対象としたものであり、セレクション・バイアス等の問題も想定されることから、今後、データの蓄積をもって日本基準先についてもあわせて検証することが期待される⁶⁹。この点、3 節で整理したように、引当金の認識・測定については、日本基準と IFRS で全体としてみれば大きな違いはないものの、認識の閾値は、数少ない両者の相違点の 1 つである。日本基準については、IFRS 対比で閾値が高いことから、引当金として認識される範囲は IFRS 対比で狭く、こうした点を踏まえて注記等における開示で補完していくことが重要と考えられる。

67 あわせて、企業が開示すべき内容を適切に理解できるよう、法令や会計基準も経済実態等を踏まえ、必要に応じて継続的に見直していくことが重要と考えられる。

68 これらの点を含めた FRC [2017] の結果については、石原 [2020] においてより詳細にレビューされている。

69 分析対象として、監査上の主要な検討事項 (Key Audit Matters: KAM) における見積りに関する記述情報を加えることも一案と考えられる。見積りに関する事項は、一般的に企業財務に与える影響が大きい場合が相応にあるため、KAM に記載されることも多い。企業側からの開示だけでなく、監査人の見積りに関する評価を分析対象に加えることで、より多面的に見積りに関する情報を検証することが可能となると考えられる。例えば、KAM 自体の価値関連性のほか、注記と KAM がセットで開示された場合の違いについて実証的に分析することなどが考えられる。

5. 結論

本稿の目的は、サステナビリティの要素など企業が考慮すべきリスクが多様化するもとの、会計上の見積りのうち引当金に係る会計の有用性について、理論的アプローチ、実証的アプローチの双方から検証することにあった。各節で得られた知見は、以下のとおりである。

2節において、引当金会計の価値関連性を、オールソン・モデルに基づき実証したところ、わが国の引当金会計に係る有用性が低下していること、また、日本基準とIFRSの間で価値関連性に有意な差はないことが確認された。これらの実証結果について理論的な解釈を試みた3節では、まず、日本基準の有用性が低下している原因について、引当金の認識要件である蓋然性の閾値が高く、金額的に重要性のある費用・損失を適時に計上できていないこと、そもそも蓋然性の閾値が不明であることが比較可能性を損なっている可能性を指摘した。測定については、不確実性やリスクの高まりによる合理的な見積りの困難性もさることながら、測定属性や測定値に係る規定がないことによる比較可能性の欠如が、有用性低下の原因として考えられる。日本基準とは対照的に、IFRSは認識と測定に関する具体的な規定を設けており、その特徴として、引当金をより適時に認識可能であるなど、保守主義を反映していることが挙げられる。しかし、少なくとも、日本基準とIFRSの間に、有用性を異ならしめる決定的な要素があるとはいえず、実証結果を反証する理論的な証拠は得られなかった。4節では、見積りの開示に関する法令や会計基準が、有用性回復の手段となりうるかを検証したが、時価総額との間に価値関連性はみられなかった。それは、定量的な開示がほとんど行われておらず、行われていたとしても特定の項目に偏っているという実態と整合した結果である。

これらの検討を踏まえ、今後の財務報告のあり方を展望するにあたって、いくつか課題を提示することができる。第1に、財務情報の観点からは、認識要件や測定手法など財務会計における中心的な論点について、外部環境の変化等を踏まえて再考することである。本研究では、引当金を主な対象にIFRSと日本基準を比較・検討し、理論的なアプローチから両者の違いを明らかにした。もっとも、実証分析の結果は、両基準ともに近年は有用な情報を投資家に提供できていないことを示唆するものであった。こうした点を踏まえると、既存の基準や枠組みにとらわれず、気候変動をはじめ企業が考慮すべきリスクの多様化といった外部環境の変化を踏まえ、必要に応じて会計基準の見直しを行うことが重要と考えられる。第2に、情報開示の観点からは、企業から投資家にとって目的適合性のある情報が提供されるよう、会計基準における要求事項を検討することである。開示における近年の取組みとして、IFRSおよび日本基準のいくつかの基準では開示目的というアプローチが

採用されるなど、投資家にとっての有用な情報提供を企図した見直しが行われている。こうした取組みは前向きに評価できるものの、今回の実証結果からは、現状、企業からの見積りに関する情報は投資家の意思決定には利用されていないことが窺われるため、なお会計基準にも改善の余地があると考えられる。ただし、投資家にとって本来は有用な情報が提供されているにもかかわらず、そうした情報が適切に利用されていないという可能性も否定できない点には留意する必要がある。この点については、投資家の意思決定構造をより精緻に把握しつつ、会計基準における対応を検討していくことが重要と考えられる⁷⁰。第3に、本研究で用いた理論や実証といった従来から用いられるアプローチに限らず、より多様な分析手法やリサーチ・デザインによる検証を行うことである。例えば、実証については、各節において言及した分析上の課題への対処に加え、機械学習など近年は会計分野でも活用されている手法も用いることで、因果推論をはじめより精緻な分析が可能となると考えられる。また、理論や実証だけでなく、経済実験といった分析アプローチも、引当金をはじめとする見積りに関する研究においては応用可能と考えられる。いずれにしても、検証すべき課題に対して、既存の枠組みにとらわれずに適切な分析アプローチを用いて対処していくことが重要である。

.....
70 本研究を含め、これまでの伝統的な会計研究においては、いつでも合理的な意思決定を行う投資家を暗黙の前提として議論がなされてきた。ただし、実際には、非合理的な選択をとることもあり、こうした人間心理や人間同士の相互依存的な関係性などについても考慮していくことが期待される。

参考文献

- 秋葉賢一、「第 17 章 会計上の見積りの変更に関する会計問題」、辻山栄子先生古稀記念出版委員会編著『財務会計の理論と制度』、中央経済社、2018 年
- 石原宏司、「IFRS 適用企業の事例に学ぶ見積りに関する注記の開示ポイント」、『企業会計』第 72 巻第 2 号、中央経済社、2020 年、29～37 頁
- 伊藤 眞、『公正価値測定とオフバランス化』、中央経済社、2013 年
- 大日方 隆、『アドバンスト財務会計 第 2 版』、中央経済社、2013 年
- 加賀谷哲之、「財務情報の有用性は低下しているか」、『企業会計』第 69 巻第 9 号、中央経済社、2017 年、37～44 頁
- 川村義則、「非金融負債をめぐる会計問題」、『金融研究』第 26 巻第 3 号、日本銀行金融研究所、2007 年、27～68 頁
- 、「純利益と包括利益」、斎藤静樹・徳賀芳弘責任編集『体系現代会計学第 4 巻 企業会計の基礎概念』、中央経済社、2013 年、197～241 頁
- 企業会計基準委員会、「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」、企業会計基準委員会、2006 年
- 、「引当金に関する論点の整理」、企業会計基準委員会、2009 年
- 、「企業会計基準第 31 号：会計上の見積りの開示に関する会計基準」、企業会計基準委員会、2020 年
- 金融庁、「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告—資本市場における好循環の実現に向けて—」、金融庁、2018 年 (https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20180628/01.pdf、2022 年 1 月 31 日)。
- 、「記述情報の開示に関する原則」、金融庁、2019 年 (<https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20190319/01.pdf>、2022 年 1 月 31 日)。
- 、「記述情報の開示の好事例集 2020 5. 『経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (MD&A)』 (3) 『重要な会計上の見積り』の開示例」、金融庁、2021 年 (https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210322/02_5-3.pdf、2022 年 1 月 31 日)。
- 黒川行治、「資産除去債務を巡る会計上の論点」、『企業会計』第 61 巻第 10 号、中央経済社、2009 年 a、18～30 頁
- 、「非金融負債の公正価値測定の含意」、『會計』第 176 巻第 5 号、森山書店、2009 年 b、1～16 頁
- 中野 誠・大坪史尚・高須悠介、「会計上の保守主義が企業の投資水準・リスクテイク・株主価値に及ぼす影響」、『金融研究』第 34 巻第 1 号、日本銀行金融研究所、2015 年、99～146 頁
- 西谷順平、『保守主義のジレンマ 会計基礎概念の内部化』、中央経済社、2016 年
- 日本銀行金融研究所、「ワークショップ『将来の不確実事象をめぐる会計問題』の

- 模様」、『金融研究』第26巻第3号、日本銀行金融研究所、2007年、1～26頁
日本公認会計士協会、「会計制度委員会研究資料第3号：我が国の引当金に関する研究資料」、日本公認会計士協会、2013年
——、「会計制度委員会研究報告第16号：偶発事象の会計処理及び開示に関する研究報告」、日本公認会計士協会、2019年
広瀬義州、「財務報告の意義と課題」、広瀬義州・藤井秀樹責任編集『体系現代会計学第6巻 財務報告のフロンティア』、中央経済社、2012年、1～36頁
古庄 修、『統合財務報告制度の形成』、中央経済社、2012年
矢澤憲一、「Word2Vecを用いた会計測定強度の研究」、青山学院大学ワーキングペーパー、青山学院大学経済学部経済研究所、2021年
- Abad, Cristina, Elisabetta Barone, Benita M. Gullkvist, Niclas Hellman, Ana Marques, Jan Marton, Stephani Mason, Ricardo Luiz Menezes Silva, Ana Morais, Soledad Moya Gutierrez, Alberto Quagli, and Anna Vysotskaya, “On the ‘Disclosure Initiative–Principles of Disclosure’: The EAA Financial Reporting Standards Committee’s View,” *Accounting in Europe*, 17(1), 2020, pp. 1–32.
- Aharony, Joseph, and Amihud Dotan, “A Comparative Analysis of Auditor, Manager and Financial Analyst Interpretations of SFAS 5 Disclosure Guidelines,” *Journal of Business Finance and Accounting*, 31(3)–(4), 2004, pp. 475–504.
- Baker, Scott R., Nicholas Bloom, and Steven J. Davis, “Measuring Economic Policy Uncertainty,” *The Quarterly Journal of Economics*, 131(4), 2016, pp. 1593–1636.
- Ball, Ray, and Philip Brown, “An Empirical Evaluation of Accounting Income Numbers,” *Journal of Accounting Research*, 6(2), 1968, pp. 159–178.
- , and Lakshamanan Shivakumar, “How Much New Information Is There in Earnings?” *Journal of Accounting Research*, 46(5), 2008, pp. 975–1016.
- Barker, Richard, and Anne McGeachin, “Why Is There Inconsistency in Accounting for Liabilities in IFRS? An Analysis of Recognition, Measurement, Estimation and Conservatism,” *Accounting and Business Research*, 43(6), 2013, pp. 579–604.
- , and ———, “An Analysis of Concepts and Evidence on the Question of Whether IFRS Should Be Conservative,” *ABACUS*, 51(2), 2015, pp. 169–207.
- , and Stephen Penman, “Moving the Conceptual Framework Forward: Accounting for Uncertainty,” *Contemporary Accounting Research*, 37(1), 2020, pp. 322–357.
- Barth, Mary E., William H. Beaver, and Wayne R. Landsman, “The Relevance of the Value Relevance Literature for Financial Accounting Standard Setting: Another View,” *Journal of Accounting and Economics*, 31, 2001, pp. 77–104.
- , Ken Li, and Charles McClure, “Evolution in Value Relevance of Accounting Information,” *The Accounting Research*, 2022 (forthcoming).

- , and Maureen F. McNichols, “Estimation and Market Valuation of Environmental Liabilities Relating to Superfund Sites,” *Journal of Accounting Research*, 32 Supplement, 1994, pp. 177–209.
- Basu, Sudipta, “The Conservatism Principle and the Asymmetric Timeliness of Earnings,” *Journal of Accounting and Economics*, 24, 1997, pp. 3–37.
- Bauman, Mark, and Kenneth W. Shaw, “An Analysis of Critical Accounting Estimate Disclosures of Pension Assumptions,” *Accounting Horizons*, 28(4), 2014, pp. 819–845.
- Bewley, Kathryn, “The Impact of Financial Reporting Regulation on the Market Valuation of Reported Environmental Liabilities: Preliminary Evidence from US and Canadian Public Companies,” *Journal of International Financial Management and Accounting*, 16(1), 2005, pp. 1–48.
- Bratten, Brian, Preeti Choudhary, and Katherine Schipper, “Evidence that Market Participants Assess Recognized and Disclosed Items Similarly when Reliability is Not an Issue,” *The Accounting Review*, 88(4), 2013, pp. 1179–1210.
- Cade, Nicole L., Lisa Koonce, and Kim I. Mendoza, “Assets and Liabilities: When Do They Exist?” *Contemporary Accounting Research*, 36(2), 2019, pp. 553–587.
- Chen, Jason V., and Feng Li, “Estimating the Amount of Estimation in Accruals,” Working Paper, University of Michigan, 2012.
- Collins, Daniel W., Edward L. Maydew, and Ira S. Weiss, “Changes in the Value-Relevance of Earnings and Book Values over the Past Forty Years,” *Journal of Accounting and Economics*, 24, 1997, pp. 39–67.
- Dahmash, Firas N., Robert B. Durand, and John Watson, “The Value Relevance and Reliability of Reported Goodwill and Identifiable Intangible Assets,” *The British Accounting Review*, 41, 2009, pp. 120–137.
- Dechow, Patricia, Weili Ge, and Catherine Schrand, “Understanding Earnings Quality: A Review of the Proxies, Their Determinants and Their Consequences,” *Journal of Accounting and Economics*, 50, 2010, pp. 344–401.
- Dhaliwal, Dan S., Kyung J. Lee, and Neil L. Fargher, “The Association Between Unexpected Earnings and Abnormal Security Returns in the Presence of Financial Leverage,” *Contemporary Accounting Research*, 8(1), 1991, pp. 20–41.
- Easton, Peter D., “Accounting Earnings and Security Valuation: Empirical Evidence of the Fundamental Links,” *Journal of Accounting Research*, 23, 1985, pp. 54–77.
- Ely, Kirsten, and Gregory Waymire, “Accounting Standard-Setting Organizations and Earnings Relevance: Longitudinal Evidence from NYSE Common Stocks, 1927–93,” *Journal of Accounting Research*, 37(2), 1999, pp. 293–317.
- Financial Reporting Council (FRC), “Corporate Reporting Thematic Review: Judgements

- and Estimates,” FRC, 2017 (available at https://www.frc.org.uk/getattachment/42301e27-68d8-4676-be4c-0f5605d1b467/CRTR_Judgements-and-Estimates-v5.pdf、2022 年 1 月 31 日)。
- Glendening, Matthew, “Critical Accounting Estimate Disclosures and the Predictive Value of Earnings,” *Accounting Horizons*, 31(4), 2017, pp. 1–12.
- Hayn, Carla, “The Information Content of Losses,” *Journal of Accounting and Economics*, 20, 1995, pp. 125–153.
- Hennes, Karen M., “Disclosure of Contingent Legal Liabilities,” *Journal of Accounting and Public Policy*, 33, 2014, pp. 32–50.
- Holthausen, Robert W., and Ross L. Watts, “The Relevance of the Value-Relevance Literature for Financial Accounting Standard Setting,” *Journal of Accounting and Economics*, 31, 2001, pp. 3–75.
- International Accounting Standards Board (IASB), IAS 37 Round-Table Discussions: Background Materials, IASB, 2006a (available at <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2006/december/ias37round-tablediscussion/ap1-background-materials.pdf>、2022 年 3 月 22 日)。
- , IAS 37 Round-Table Discussions: Summary of Outcomes, IASB, 2006b (available at <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2006/december/ias37round-tablediscussion/meeting-summary.pdf>、2022 年 3 月 23 日)。
- , Information for Observations (IASB Board Meeting: 21 February, London, Liabilities-Amendments to IAS 37, Agenda Paper 6), IASB, 2008 (available at <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2008/february/iasb/liabilities/ap6-overview.pdf>、2022 年 3 月 23 日)。
- , Exposure Draft Measurement of Liabilities in IAS 37 (Limited Re-Exposure of Proposed Amendment to IAS 37), IASB, 2010a.
- , Liabilities—IFRS to replace IAS 37: Comment Letter Summary—Main Issues, IASB Staff Paper, IASB, 2010b (available at <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2010/september/iasb/ias370910b07appaobs.pdf>、2022 年 3 月 23 日)。
- , Cross-Cutting Issues—Measuring Uncertain Future Cash Flows: Comparison of Different Measures, IASB Staff Paper, IASB, 2011 (available at <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2011/february/iasb/cc-0211b02aobs.pdf>、2022 年 3 月 23 日)。
- , Research—Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets (IAS 37): Possible Problems with IAS 37, IASB Staff Paper, IASB, 2015 (available at <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2015/july/iasb/research-ias-37/ap14b-possible-problems-ias3.pdf>、2022 年 3 月 23 日)。

- , *Conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB, 2018.
- , *Provisions: Research summary*, IASB Staff Paper, IASB, 2020 (available at <http://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2020/january/iasb/ap22a-provisions.pdf>, 2022年3月23日).
- Kim, Myungsun, and William Kross, “The Ability of Earnings to Predict Future Operating Cash Flows Has Been Increasing—Not Decreasing,” *Journal of Accounting Research*, 43(5), 2005, pp. 753–780.
- Knight, Frank H., *Risk, Uncertainty, and Profit*, MA: Hart, Schaffer & Marx; Houghton Mifflin Co. 1921.
- Kothari, S. P., Susan Shu, and Peter D. Wysocki, “Do Managers Withhold Bad News?” *Journal of Accounting Research*, 47(1), 2009, pp. 241–276.
- Landell-Mills, Natasha, “Investor Expectations Net-Zero Audits,” Sarasin and Partners, 2021 (available at <https://sarasinandpartners.com/stewardship-post/investor-expectation-s-net-zero-audits/#storeindividual>, 2022年1月31日).
- Lennard, Andrew, “Liabilities and How to Account for Them: An Exploratory Essay,” Accounting Standards Board, 2002.
- Lev, Baruch, and Feng Gu, *The End of Accounting and the Path forward for Investors and Managers*, John Wiley and Sons, 2016 (伊藤邦雄監訳『会計の再生 21世紀の投資家・経営者のための対話革命』、中央経済社、2016年).
- , and Paul Zarowin, “The Boundaries of Financial Reporting and How to Extend Them,” *Journal of Accounting Research*, 37(2), 1999, pp. 353–385.
- Levine, Carolyn B., and Michael J. Smith, “Critical Accounting Policy Disclosures,” *Journal of Accounting, Auditing and Finance*, 26(1), 2011, pp. 39–76.
- Lopes, Ana Isabel, and Laura Reis, “Are Provisions and Contingent Liabilities Priced by the Market?” *Meditari Accountancy Research*, 27(2), 2019, pp. 228–257.
- Moneva, Jose M., and Beatriz Cuellar, “The Value Relevance of Financial and Non-Financial Environmental Reporting,” *Environmental and Resource Economics*, 44(3), 2009, pp. 477–509.
- Murray, Dennis, “What Are the Essential Features of a Liability?” *Accounting Horizons*, 24(4), 2010, pp. 623–633.
- Ohlson, James A., “Earnings, Book Values, and Dividends in Equity Valuation,” *Contemporary Accounting Research*, 11(2), 1995, pp. 661–687.
- Rees, Henry, “The IASB’s Proposed Amendments to IAS 37,” *Accounting in Europe*, 3, 2006, pp. 27–34.
- Ryan, Stephen G., “Identifying Conditional Conservatism,” *European Accounting Review*, 15(4), 2006, pp. 511–525.

- , “Risk Reporting Quality: Implications of Academic Research for Financial Reporting Policy,” *Accounting and Business Research*, 42(3), 2012, pp. 295–324.
- Schipper, Katherine, “Required Disclosure in Financial Reports,” *The Accounting Review*, 82(2), 2007, pp. 301–326.
- Schneider, Thomas, Giovanna Michelon, and Michael Maier, “Environmental Liabilities and Diversity in Practice under International Financial Reporting Standards,” *Accounting, Auditing and Accountability Journal*, 30(2), 2017, pp. 378–403.
- Scott, William R., and Patricia C. O’Brien, *Financial Accounting Theory 8th ed.*, Pearson Education Canada, Inc., 2019 (太田康広・椎葉 淳・西谷順平訳『新版 財務会計の理論と実証』、中央経済社、2022年)。
- Theil, Henri, *Principles of Econometrics*, Wiley, 1971.
- Wegener, Matthew, and Réal Labelle, “Value Relevance of Environmental Provisions Pre- and Post- IFRS,” *Accounting Perspectives*, 16(3), 2017, pp. 139–168.

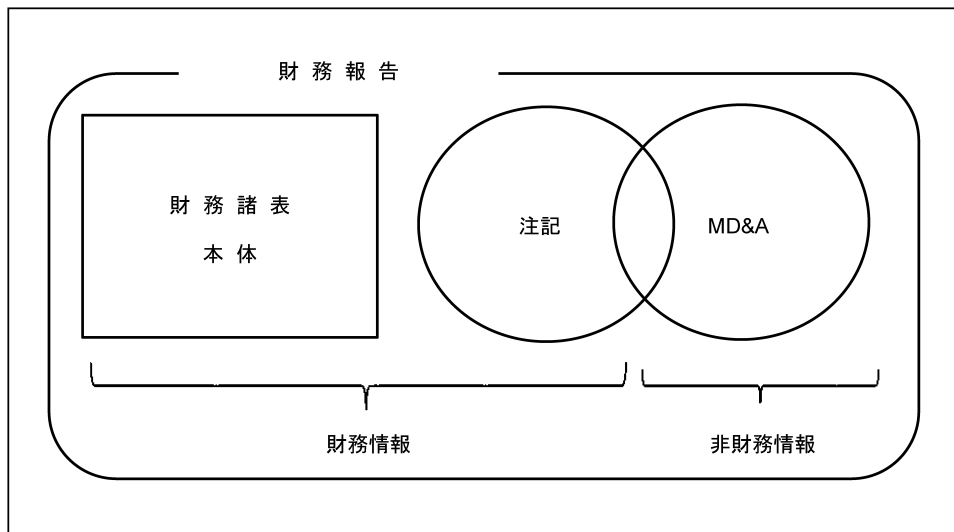
補論 1. 本稿が分析対象とする財務報告の範囲

本稿では、会計上の見積りのうち、近年注目されている引当金会計について分析を行っている。財務報告は、財務情報と非財務情報から構成されるが、それらの範囲や境界は必ずしも明確ではないとされている⁷¹。そこで、本稿が分析対象とする財務報告について整理する。

まず、企業による情報開示は、法令や会計基準などに基づく強制的開示（法定開示）と、企業判断による任意開示とに分けることができる。今回は、分析の対象範囲を明確にする観点から、強制的開示の1つである有価証券報告書に限定して検証を行っている⁷²。本稿では、財務報告のうち、財務諸表本体と注記を合わせて財務情報、MD&A を非財務情報と定義しているが、両者の境界は必ずしも明確ではない^{73,74}。特に非財務情報の範囲については、学術的にも統一的な見方は定まっていない。例えば、近年は、企業によるサステナビリティ関連の任意開示などが進むもとの、こうした情報を含めて非財務情報と捉えることもある。

このように、「財務報告」と称されるものも、それが持つ意味や範囲は普遍的で

図 A-1 財務報告の範囲



.....
71 例えば、広瀬 [2012]などを参照。

72 この結果、本稿における財務報告は、有価証券報告書に限られることとなる。

73 本稿では、有価証券報告書を分析対象とするもとの、「事業の状況」などの記述情報を非財務情報と捉えることができる。こうした非財務情報のうち、今回は MD&A を分析対象としている。

74 こうした財務情報と非財務情報の境界をはじめとする財務報告の範囲に関する議論については、例えば、古庄 [2012]を参照。

はない点には留意する必要がある。本稿が対象とする財務報告は、図 A-1 のとおりである。

補論 2. わが国における財務情報の有用性分析

(1) 開示制度が有用性に与える影響の分析

まず、わが国における財務情報の有用性を検証するにあたって、主要な先行研究を整理したい。財務情報の有用性に関する研究は、主に米国において先行してきた。古くから数多くの研究が行われているが、例えば、Ball and Brown [1968] などにより、会計上の利益は資本市場に有用な情報を提供していること、すなわち、企業の株価や時価総額は、利益などの会計数値と関連性を有することが実証されてきた。こうした先行研究では、会計情報の有用性を裏付ける証拠が示されている一方で、その程度は時系列にみると低下傾向にあることなどから、同時に懸念も指摘されている。例えば、Ball and Shivakumar [2008] では、収益に対する株価の反応が低下していることを実証し、こうした変化を踏まえ、会計情報の有用性が低下していると結論付けている⁷⁵。この点、日本における財務情報の有用性も、米国ほどではないにせよ、低下しているという検証結果がある。例えば、加賀谷 [2017] は、過去 30 年間（1986 年度から 2015 年度まで）の非金融会社をサンプルに、純資産と経常利益について、株価との関連性を検証し、両者の説明力の低下を確認している。

(2) 実証分析の結果

ここでは、財務情報の価値関連性に関する先行研究を参照しつつ、日本企業における財務情報の有用性について検証を試みる。まず、分析対象サンプルは、金融業を除く国内上場企業全社、分析期間は、長期間のトレンドを検証する観点から 1986 年から 2020 年までの 35 年間とした。分析に使用するデータは日経 NEEDS より取得した。決算期が 12 ヶ月に満たないサンプルなどを除外した結果、最終的なサンプルは約 54,000 社・年となった。分析アプローチとしては、Lev and Gu [2016] や加賀谷 [2017] を参考に、時価総額を被説明変数、純資産および経常利益を説明変数とする重回帰モデルによる説明力（自由度調整済み決定係数）により財務情報の有用性を評価することとする。具体的には、以下のような (A-1) 式に基づき検証を試みる。

$$MV_{i,t} = \alpha_0 + \alpha_1 E_{i,t} + \alpha_2 BV_{i,t} + \varepsilon_{i,t}. \quad (\text{A-1})$$

.....
75 他方、Barth, Li, and McClure [2022] では、無形資産や成長機会などを考慮すれば、財務情報の有用性は必ずしも低下していないことが指摘されている。

図 A-2 財務情報の有用性の変化



備考：推定値は、重回帰モデルにより推計した自由度調整済みの決定係数を時間で回帰することで算出している。トレンドを示すため、後方3年移動平均としている。

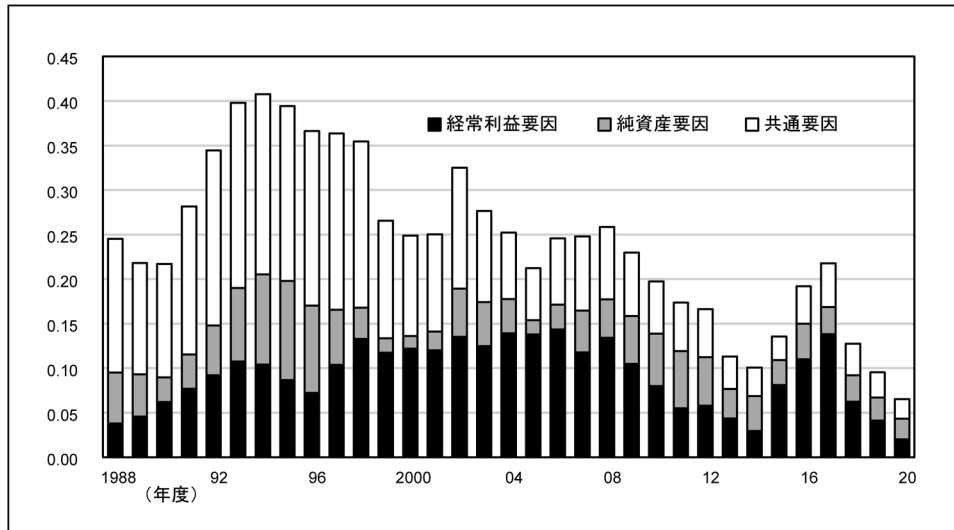
ここで、 $MV_{i,t}$ は期末時価総額、 $E_{i,t}$ は経常利益、 $BV_{i,t}$ は純資産⁷⁶である。加賀谷 [2017] を参考に、分散の不均一性に対処するため、期首期末総資産の平均値で各変数を除している。

分析結果は、先行研究に倣って各年の自由度調整済み決定係数で財務情報の有用性を評価することとするため、決定係数が高ければ、財務情報が時価総額について説明力を有していることから、情報の有報性が高いと評価する一方、決定係数が低ければ、有用性が低いと判断する。図 A-2 をみると、決定係数は、1990 年度前後をピークにその後は低下傾向を辿っており、この点からすると、財務情報の有用性は低下していると評価できる⁷⁷。また、こうした有用性の低下が時間的なトレンドを有しているのかを検証するため、推計した決定係数を時間で回帰すると、時間に係る係数は 1%水準で統計的に有意に負となり、推計期間を通じて財務情報の有用性が低下していると評価することができる。

追加的な分析として、このように財務情報の有用性が低下している理由について検証するため、Collins, Maydew, and Weiss [1997] においても採用された分析手法に倣って、重回帰モデルにより推計した決定係数の要因分解を行う⁷⁸。今回の分析で

.....
⁷⁶ 具体的には、「期末総資産－期末総負債－期末非支配株主持分」として算出している。
⁷⁷ 分析対象サンプルを東証一部上場企業に限定するなど、リサンプリングのうえで再度検証したものの、概ね同様の結果が得られた。
⁷⁸ Easton [1985] においても利用された手法。詳細については、Theil [1971] を参照。

図 A-3 決定係数の要因分解



備考：トレンドを示すため、後方3年移動平均としている。

は、説明変数に損益計算書の指標である経常利益と、貸借対照表の指標である純資産を採用しているため、どちらか、あるいは両者が有用性の低下を主導しているのかを検証することができる。

$$MV_{i,t} = \beta_0 + \beta_1 E_{i,t} + \varepsilon_{i,t}, \quad (\text{A-2})$$

$$MV_{i,t} = \gamma_0 + \gamma_1 BV_{i,t} + \varepsilon_{i,t}. \quad (\text{A-3})$$

(A-1)~(A-3)式で推計した決定係数をそれぞれ \bar{R}_T^2 、 \bar{R}_2^2 、 \bar{R}_3^2 とすると、 \bar{R}_{BV}^2 (純資産による説明力)、 \bar{R}_E^2 (経常利益による説明力)、 \bar{R}_{Common}^2 (両変数に共通する説明力) は以下のように計算することができる。

$$\begin{aligned} \bar{R}_T^2 - \bar{R}_2^2 &= \bar{R}_{BV}^2, \\ \bar{R}_T^2 - \bar{R}_3^2 &= \bar{R}_E^2, \\ \bar{R}_T^2 - \bar{R}_E^2 - \bar{R}_{BV}^2 &= \bar{R}_{Common}^2. \end{aligned} \quad (\text{A-4})$$

図 A-3 をみると、決定係数の低下を主導しているのは、 \bar{R}_{BV}^2 (純資産要因) と \bar{R}_{Common}^2 (共通要因) であり、 \bar{R}_E^2 (経常利益要因) については、ここ 10 年程度は振れを伴いつつ説明力が低下しているものの、分析対象期間を通じて継続的に低下している様子は窺われない。

実際、Lev and Zarowin [1999] や Ely and Waymire [1999] などで採用された手法で

表 A-1 時間を説明変数とする回帰分析の結果

	<i>a</i>	<i>b</i>	R^2
\overline{R}_T^2	0.364 (10.62)	-0.007 (-4.57)	0.41
\overline{R}_{BV}^2	0.063 (5.53)	-0.001 (-2.17)	0.09
\overline{R}_E^2	0.088 (5.73)	-0.0005 (-0.53)	0.01
\overline{R}_{Common}^2	0.202 (12.15)	-0.005 (-8.44)	0.67

備考：括弧内は *t* 値を示す。

あるが、決定係数を時間で回帰することでトレンドの有無を検証する⁷⁹ と、表 A-1 に示すとおり、 \overline{R}_T^2 、 \overline{R}_{BV}^2 、 \overline{R}_{Common}^2 の3つについては、1~5%の有意水準で係数が負となり、下方トレンドが存在することが確認された一方、 \overline{R}_E^2 については、こうしたトレンドは確認されなかった。ただし、全体的な評価としては、 \overline{R}_{Common}^2 の説明力が継続的に低下していることなどから、経常利益、純資産いずれについても財務情報の有用性は低下していると考えられる。

$$R_t^2 = a + b(\text{Time}_t) + \varepsilon_t. \quad (\text{A-5})$$

Dechow, Ge, and Schrand [2010]⁸⁰ において包括的にレビューされているように、財務情報の有用性を測定することは難しく、それぞれの分析方法には限界がある。本稿で用いた分析アプローチも例外ではなく、財務情報について、資本市場に係る説明力が高いほど情報としての有用性が高いということを前提としている。

.....
79 (A-5) 式について、 Time_t は、1986年から2020年までの時間を示す変数である。実際に回帰分析を行う際には、 $\text{Time}_t = 1, \dots, 36$ を1986年から2020年にそれぞれ対応させている。

80 このほか、価値関連性に関する研究をレビューした論文として、会計基準設定における示唆を得ることを主題としている Barth, Beaver, and Landsman [2001] や Holthausen and Watts [2001] が挙げられる。